

第百三十二回国会 参議院 通信委員会 會議録 第八号

平成七年四月十一日(火曜日)

午後一時開会

委員の異動

三月二十九日

古川太三郎君

補欠選任

栗森 喬君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

山田 健一君

加藤 紀文君

守住 有信君

大森 昭君

鶴岡 洋君

委員

岡 利定君

沢田 一精君

陣内 孝雄君

川橋 幸子君

三重野 栄子君

常松 克安君

中村 鋭一君

栗森 喬君

中尾 則幸君

河本 英典君

國務大臣

郵政大臣

大出 俊君

政府委員

郵政大臣官房長

郵政大臣官房審議官

郵政省通信政策局長

郵政省電気通信局長

木村 強君

品川 萬里君

山口 憲美君

五十嵐三津雄君

事務局側

常任委員会専門員

星野 欣司君

説明員

郵政大臣官房國

際部長

内海 善雄君

郵政省放送行政局長 江川 晃正君

本日の会議に付した案件

○受信設備制御型放送番組の制作の促進に関する臨時措置法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(山田健一君) ただいまから通信委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。  
去る三月二十九日、古川太三郎君が委員を辞任され、その補欠として栗森喬君が選任されました。

○委員長(山田健一君) 受信設備制御型放送番組の制作の促進に関する臨時措置法案を議題といたします。

本案につきましては既に趣旨説明を聴取しておりますので、これより質疑に入ります。  
質疑のある方は順次御発言願います。

○岡利定君 自民党の岡利定でございます。  
まず、法案の質問に入らせていただきます。去る四月六日、郵政大臣がNTTの経営形態のあり方について電気通信審議会に諮問されたということでございますけれども、諮問の内容、それから今後の審議日程あるいは審議の進め方等について、今の時点でお話しただけの限度で結構ですけれども、御説明いただきたいと思っております。

○政府委員(五十嵐三津雄君) ただいま先生から御指摘いただきましたように、先週、四月六日に

電気通信審議会に「日本電信電話株式会社の在り方について」、サブタイトルをいたしまして「情報通信産業のダイナミズムの創出に向けて」ということで郵政大臣から諮問をさせていただいたところでございます。

今回の諮問をしたという内容は、平成二年に、NTTのあり方についてNTTの民営化後五年たちまして見直しをするという法律の規定に基づいて五年前見直しをしたということがございまして、そのときに、見直し内容として、例えば公正有効競争でありますとかあるいはNTTの合理化でありますとか、そういうものをいわゆる政府措置ということで当時の方針を決めました。その中に、NTTのあり方について平成七年度に検討を行い結論を得る、こういうふうになっておりまして、そのことから、そういう意味合いにおきまして政府の宿題になっていたということでありまして、そのことについて諮問をさせていただいたというところでございます。

内容的なことを申し上げます前に少し経緯を申し上げさせていただきますというふうに思うのでございますが、NTTのあり方というのは、そもそもこういう形で五年前に見直すことになりました。そのよって来るところは五十七年の七月の臨時行政調査会の答申に端を発しております。その臨時行政調査会の答申におきましては、電電公社を活力を持つあるいは状況変化に対応できるというような事業体とするということを基本的な考え方として、その経営形態のあり方につきまして、五年以内に基幹回線部分を運営する中央会社とそれから地方の電話サービス等を運営する複数の地方会社とに再編成するということが提言されておりました。

昭和六十年度に電気通信制度を改革いたしました、電電公社はNTTといういわゆる株式会社化

してまいりますときに、当面全国一社として発足いたしました。五年以内にNTTのあり方を見直すというNTT法の附則二条というのが定められて、五年前の平成二年にその見直しを行ったところであります。

今回の諮問の内容、理由、背景にしているようなことを少し申し上げさせていただきますと、五年、さらに五年たちまして、今情報通信産業というのは二十一世紀の基幹産業というところにある、そういう勢いになってまいっております。そういう意味では産業構造上も非常に大きな影響があるのではないかと。あるいは六十年以降競争政策を導入いたしまして、情報通信基盤の整備だとか通信・放送の融合の問題だとかマルチメディア化、グローバル化、あるいは移動通信の発達というようなことが新しい状況として出てまいっております。

そういったような意味で、NTTのあり方を検討する際には情報通信産業全体のかかわり、そのことについて御議論をいただく必要があるのではないかと。大変長くなりましたが、「日本電信電話株式会社」の在り方について、その副題として、「情報通信産業のダイナミズムの創出に向けて」というような副題を添えて諮問させていただいたということでございます。

今後の審議日程でございますが、先ほど申し上げました政府措置という中に、平成七年度において検討を加え結論を得ることから、期限的には平成八年、来年の三月末までに結論を得るということが求められているというふうに考えております。そういった意味合いにおきまして、審議会には平成八年二月ごろを目途に答申をいただきたいということでお願いをしているところでございます。

なお、審議の進め方という意味では、四月六日の電気通信審議会におきましてNTTのあり方についての特別部会というのを設置するという事を決定されております。そういう意味合いでは今後この特別部会を中心に専門的、集中的に御議論をいただくことになるというふうに考えております。

いずれにいたしましても、ボーダーレス化とかマルチメディア化とかデジタル化という技術の動向あるいは国際的な政策の動向等を踏まえまして、日本国民の消費者の利益の向上という観点を中心にして幅広く御議論をいただけるものというふうに考えております。当初、大体月一回ぐらいの予定で特別部会が開かれるのではないかとこのように考えているところでございます。

○岡利定君 この諮問は、単にNTTだけじゃなくて、二十一世紀のいわばマルチメディア時代の日本の情報通信産業、それから情報通信事業のあり方の方向づけをするという意味を持つものでありまして、非常に重要なものだと考えます。だからこそマスコミも大きく取り扱い、ほとんどの新聞が社説でこの問題を取り上げたのだと思うわけであります。

いずれにしても、この取り扱いというのは郵政省のみなさんの軽重が問われる場面であると思うわけでございまして、審議会においても十分な議論と検討を尽くしていただいて、我が国の将来を見据えて、来年二月には立派な結論を得るよう最大限の努力を強くお願いしておきたいと思っております。

そこで、きょう議題になっておりますこの受信設備制御型放送番組の制作の促進に関する臨時措置法案でございまして、これは情報通信の新世代とも言えるマルチメディア社会実現のためのいわゆる第一号法案と位置づけていよいよマルチメディア時代に行政の部門も実践段階に入ってきたのかなというところで大きな意義を感じるものでございます。

去年はマルチメディア関連の本が数多く出されて、本屋へ行きますとマルチメディアコーナーというのが設けられ、新聞も特集を組むなどというマルチメディアという言葉が出ない日がないくらいでありまして、まさにマルチメディアブームと言ってもいいんじゃないかと考えるくらいだったと思います。それはマルチメディアは何かという一種の啓蒙期だったというふうな位置づけもできるのかなと思います。本年に入ってからこのようにムード的な部分も落ちついて、我が国もいよいよマルチメディア社会の構築に一步を踏み出すというところになったわけです。今、本屋へ行きますと、マルチメディアコーナーじゃなくて大地震コーナーというのが一番出ているようでございますけれども。

いずれにしても、実践の段階ということになりますと、この過程は、単に解説文を書くというのとは違って、多くの現実的な問題を克服しながら地道に長期にわたっていかねばならないものだと思います。それだけに、主管庁である郵政省がどしどし腰を据えて、方向を誤らないように取り組まれることをお願いしたい次第でございます。

そこで、そういう意味で第一号法案の内容についてお尋ねしたいと思っております。まず、受信設備制御型放送番組という目新しい言葉ができて、その定義も法文の中にあるわけでありまして、従来の常識的な放送番組と違うというところはわかるんですが、ありますけれども、具体的にどのようなものかどうもピンとこないというふうな面が正直言ってございます。そういう意味で、具体的なイメージが持てるように御説明いただきたいと思います。

○政府委員(山口憲美君) 今回御審議をお願いしておりますこの法案は、受信設備制御型放送番組を制作する者に対して、そういった人々の制作を支援していただくというふうなことで法案をつくっているものでございまして、その対象になります受信設備制御型放送番組と申しますのは、この文字に書いてございまして、受信設備の方で番組を制御して見るといふふうな意味合いでございます。

そこで、少し内容を具体的に御説明申し上げますと、これから放送というものがデジタル化してくるというふうなことになりますと、当然そのデジタルという先にはコンピュータとの接続が可能になってくるということでございまして。そこで、現在の放送は放送局で流したものをそのまま受信機で見ると、こういう形になっておりますが、一たんそこにコンピュータというものを介在させまして、コンピュータの中に放送番組を蓄積する、そしてその蓄積されたものを後で見方が適宜加工するなり編集するなりしてごらんになる、こういうふうな形のものでございます。

現在では大がかりなものというのは、本格的なものというのはまだございせんが、初步的な形態のものとしたしましては、文字多重放送というものがごく初期的なものというふうな形で従来の放送と違う要素を持っているというふうな形に言えると思っております。また、衛星放送によるデータ放送というふうなもの、あるいは有線テレビジョン放送の中でやはりこれに類するような、従来の放送と違うような放送番組の提供が現在始まりつつある、こういうふうな状況でございます。

将来というお話でございますが、今後、ただいま申しましたようにデジタル化というふうなことが進展してまいりました、なおかつまた情報というのに対して要望というものが非常に多様化してくるというふうなことになるかと、当然そこに提供されるその提供の形態というものがいろいろなものになってくるだろうというふうに想定されていただきますと、現在のテレビジョン放送番組と同じような内容の例えばスポーツ中継というふうなものをごらんになっておられた、そのときにそこに出てくる例えば野球なら野球の選手について知りたい、選手のこういうことを知りたいというふうなことがあったときに、視聴者が好みで情報を求めればそういうものが出てくる、それは求めた人だけにだけ出てくるという形のもの、そういうふうなものをイメージしていただければというふうに思う次第でございます。

○岡利定君 従来の、我々が今見ているようなテレビの番組とは大分変わってくるのかなというふうな思いもするわけでございまして、けれども、いずれにしても平成七年度からこういう支援策をとってやっていくということでございまして。

現在ではまだ光ファイバー網は家庭にはついておりませんし、受信設備制御型放送番組専用受信機というのまだないんじゃないかと思うわけですが、けれども、放送番組が制作されたら現状ではどのように使われるのか、具体的にどのよう放送されて、どういふふうな形で視聴されるのか、お話しいただけたらと思います。

○政府委員(山口憲美君) 先ほど御説明いたしましたように、デジタルで放送されるということになります、まずソフトそのものがデジタルデータという形で構成されてつくられます。そこがソフトをつくるという作業になるわけですが、それがデジタルのままではデジタル信号になって各家庭に届けられる。各家庭に届けられますとそこで、先ほどコンピュータと申しましたけれども、具体的には恐らくパソコンあるいはゲーム機、家庭用のゲーム機が今かなり普及しておりますから、そういったもので一たん受けるという形で、それをさらにテレビジョンで見る、こういう形になろうかと思っております。

本年四月から衛星データ放送による電子雑誌という番組が始まるというふうなことで準備されている会社がございますが、これでちょっと御説明させていただきますと、これは写真とコメント文で構成されて、大体二十ページぐらいの小冊子が

組と同じような内容の例えばスポーツ中継というふうなものをごらんになっておられた、そのときにそこに出てくる例えば野球なら野球の選手について知りたい、選手のこういうことを知りたいというふうなことがあったときに、視聴者が好みで情報を求めればそういうものが出てくる、それは求めた人だけにだけ出てくるという形のもの、そういうふうなものをイメージしていただければというふうに思う次第でございます。

○岡利定君 従来の、我々が今見ているようなテレビの番組とは大分変わってくるのかなというふうな思いもするわけでございまして、けれども、いずれにしても平成七年度からこういう支援策をとってやっていくということでございまして。

現在ではまだ光ファイバー網は家庭にはついておりませんし、受信設備制御型放送番組専用受信機というのまだないんじゃないかと思うわけですが、けれども、放送番組が制作されたら現状ではどのように使われるのか、具体的にどのよう放送されて、どういふふうな形で視聴されるのか、お話しいただけたらと思います。

送られる、こういうふうな考えていただきますと、そこでパーソナリティーの方がいろんなことを説明されますと、その説明に合わせてページをめくって視聴者の方がごらんになるというふうなことが可能になるということでありまして、めくるという、場合によつたらそれを飛ばして見る方もおられるでしょうし、あるいはまた前のところへ戻って見る方もおられる、そういうことがあろうかと思いますが、いずれにしても、そういった形でコンピュータを自在に駆使して視聴する、こういうふうなことが具体的なイメージとして持っていたらいいと思います。

○岡利定君　そういう放送番組ですけれども、どういふ会社がそういう番組をつくるというふうにお考えなのか、規模なり、あるいはどういふ業務をやっている会社がやられるんだろうか、そしてそれは何社ぐらいあるのかということですが、お尋ねいたします。

○政府委員(山口憲美君)　これは、こういう放送番組を制作するというためにはコンピュータの利用技術を持つていふことはコンピュータによる映像の撮影でありますとかプログラムの開発というふうな形でコンピュータを駆使してソフトをつくるということになりますから、当然にコンピュータ利用技術に関するノウハウが不可欠だということになります。

そういう意味から見ますと、現在、最もこういう放送番組をつくる近いところにおられるのはいわゆるCD-ROM、今はパッケージの形で流通しておりますが、このCD-ROMソフトをつくつておられる制作者、この方々が一番こういうものに参入してこられる可能性が高いのではないかとこのように考えております。

これらの制作者というのを見てみますと、大體資本金が一千万円から二千万円程度の会社でございまして、設立後非常に間がないというふうなことで自己資本の蓄積が少ない会社だということでございます。

そして、この業者がどの程度あるのかということでございますが、大體この業界というのは変化が激しいというふうなことでございまして、何社程度あるのかということの正確な把握が困難でございまして、実は、昨年十月にネットワークを通じてこういったソフトを提供していくことを目的とした団体ということで七十社がお集まりになりました。この団体設立されました。こういった方々が特に牽引的な役割を果たしていかれるのではないかとこのように思っております、私も期待をしております。

そこで、現在のところは七十社でございますが、民間の調査によりますと、こういったことに参加してはいるのではないかとと思われるようなCD-ROMを専門につくつておられる会社というのは二百社程度というふう聞いております。ですから、私たちが現時点で入つてこられるなと思われる会社の規模あるいは数というのは大体そんなところかなと、ここをスタートにしてこれから振興を図つてさらに拡充していこう、こういうことになろうかと思ひます。

○岡利定君　そういう人たちが使いやすいようにということでの法律による支援などをやるわけですから、放送番組の制作の用に供する共同利用施設というものを考えていると聞いておりますけれども、その施設というのはいくつものなか、概要をお述べいただきたい。また、その共同利用施設の資金規模、あるいはどこにつくろうとしておられるのかというふうなことも、もし計画がありましたらお述べいただきたいと思ひます。

○政府委員(山口憲美君)　共同利用施設ということでその概要を御説明申し上げたいと存じますが、実はその前にこの背景となつていふことをちよつと御説明させていただきます。

今お話ししましたように、この制作をする会社というのは非常に資本の蓄積等がないというふうなことで、なかなか独立した会社として育つていく地盤、基盤が弱いということがございまして、そういったこともございまして、先ほど申しま

した団体の方々等からもいろいろお話をお聞きしまして、そういう中でどういふ形でそれでは私たちとしてお手伝いができるのかというふうなことをお聞きいたしまして、その結果、ひとつやつてほしいと言われたのがこの共同利用施設ということでございます。

これは、具体的には番組の制作手法を開発するための機能を備えた高度な端末等、コンピュータグラフィックスというふうな大変高価なコンピュータ、それから多目的な撮影をする、これは非常に多彩な映像をつくらなきゃいけないというふうなことからスタジオというもののかなり手の込んだものをつくらなきゃいけないというふうなことがございまして、それからでき上がったものが本当にきちんと所期の目的どおり映るものなのかどうかというふうな、使えるものなのかどうかという検証をしなきゃならぬというふうな設備が必要でございまして。

そういった設備を頭に描いておるところでございしますが、いずれもこれらのものにつきましても非常に大きな投資が必要でございまして、そういった意味で非常に過大な投資負担が起ることというのと、同時にこの世界は大変技術の進歩が速くて陳腐化が速いというふうなことでございまして、そういうことがありまして、先ほどのような形の事業者にとつてはなかなか負担が重いということである。こういった施設を整えていこう、共同で利用していただく、こういうことでございまして。

大體今申しましたような施設をつくるということとで、事業の規模としては十億円強というところを考へておりました、このうちの約三億円を産業投資特別会計からの出資で支援していきたいというふうな考へていふことでございまして。

それから、設置の場所でございますが、これにつきましても現在検討しておりますが、いろいろ御意見等をお聞きしながら設置をしていきたいと考へておりますが、違つた目的でございまして、それと違つた既存の施設等もいろいろありますので、そういったものとの併設というふうなことで

も頭に置きながら具体的な場所等を決めていきたいというふうな思ひでございます。

○岡利定君　そういう施設ができた、それを具体的にどのような形で利用されるのか、お話しいただきたいと思ひます。

○政府委員(山口憲美君)　ただいま申しましたような設備を、要は、先ほどの事業をやつておられる方々がおいでになりまして、そこで例えばコンピュータグラフィックスの機械を利用して番組用の画像をつくられる。これは要は動画像をつくるということでございますが、なかなか私もそう詳しく御説明できるような能力ございせんが、こういったコンピュータグラフィックスをつくつて大変複雑なそういう動画像というものをたくさんつくつていくということが一つござい

それからまた、もう一つはつくつたものを今度は編集いたしまして、ちゃんと見られるように順序立てて編集をする、そういうふうな作業、これが編集用のソフトウェアを開発するというところでございまして。そして、先ほど申しましたように伝送実験というふうなことをするというところでございまして。こういったものを大勢の方で時間刻みで使うとかあるいは工程ごとに分けて使うとか、共同で工夫をしながら使つていただく、こういうことでございまして。

○岡利定君　それでは次に、通信・放送機構の債務保証ですが、その具体的な仕組みについて御説明いただきたいと思ひます。

○政府委員(山口憲美君)　先ほどの施設にプラスいたしまして、もう一つの支援がこの債務保証というところでございまして。これは、先ほど申しましたように、まだできて間もないというふうなことで、なかなか金融機関に対して担保を提供するものがないというふうなこともございますから、そこで債務保証を通信・放送機構がしてさしあげよう、こういうことでございまして。

この債務保証につきましては、通信・放送機構が基本方針などに定めた条件に従ひまして、放送

番組を制作する方が民間の金融機関等から資金を借り入れる際に、その方の技術面、販売面あるいは財務状況、そういったものを審査した上で債務の保証を行おうということでございます。

具体的には、こういう作業をしていくということになりますと、電子計算機の問題とかあるいはその上に乗るソフトの問題とかにつきましても非常に高度の専門知識が必要になるというふうなことで、それからまた債務保証の対象となります番組制作者に先ほど申しましたように担保というふうなものも期待できないということでございます。専門家の皆さん方にもいろいろ御協力をお願いしたいまして、そういった方々との連携、それから特に作業工程の中での期中管理というふうなものも大切にして、具体的にはリスクの回避を図るようなことで進めていきたい、こういうふうな考えでいるということでございます。

○岡利定君 この法律ですけれども、結局十年の臨時措置法ということになっておりますけれども、その理由をお伺いしたいと思います。十年でいわゆる所期の目的が達成できると考えておられるということでしょうか、その辺についていかがでしょうか。

○政府委員(山口憲美君) この法案は、先ほどのお話し申し上げておりますように、今立ち上がり期にあるということでございますが、恐らくこのソフトというものが高度情報通信社会の構築という意味で大変大きな役割を果たさうというところでこの立ち上がり期に支援をしていこうということでございます。やはり基本は、民間のこういう皆様方の独力、力で育っていくということが基本でございます。

そういう意味では、この支援措置にはおのずと時間的な限度を設けなきゃならない、こういうふうな考えでござりますが、私どもは今それを十年というふうな考えでござりますが、気持ちとしては十年で何とかひとりで立ち上ることができるように持っていきたいというのが私たちの一つの目標というふうな理解をいただいても、こういうふうな

思っております。

○岡利定君 法案の条文などについてはそういうことにしまして、マルチメディア社会の実現ということがいろいろところで言われておりますけれども、マルチメディア社会の全体像というもののついて郵政省はどのようなイメージをお持ちなのか、まずお聞かせいただきたいと思っております。

○政府委員(山口憲美君) 今の御質問は大変、先ほど書店にもたくさん本が並んでいるというふうなお話ございましたけれども、いろいろな方がいろいろな形でおっしゃっておりますが、なかなか御説明するのは難しいんですが、ごく単純な形でまず御説明させていただきますと、今の社会が仮に電話社会だということに仮定をいたしますと、マルチメディア社会というのは、今の電話の音声というだけでなく、データとか文字とか画像、特に動画、静止画だけでなく動画、さらには技術の進歩があれば立体画像というふうなもの、そういったものが今の電話と同じように自由に使える、電話感覚で使える、こういうような状態を指すものだということに考えています。ですから、したがって双方で動画画像が自由に流通するそういう状況というふうに考えられると思います。

そこで、そういう状況といえますか、そういうメディアというものが提供されますと、それをどう使っていくかという、電話の場合でもよくお話しが出来ますのは、出前というふうなものが電話のアプリケーションの一つの例として出ておりますけれども、動画画像が自由に送れるということになりますと、それは電話に比較にならないほどの利用の方法があるということでございます。

よく言われておりますのは、遠隔医療に使えるんじゃないかとか教育に使えるんじゃないかとか、あるいは行政の分野でもかなりいろいろなことが使えるんじゃないか、あるいは民間でいきますとテレショッピングというふうな形で使えるではないか、あるいは勤務についてテレワークというふうな形で遠隔勤務というふうなことができるじゃないかというふうな使われ方というのの

ないかというふうないろいろな使われ方というのの言われ、なおかつまたそれが実践もされようとしていっているというふうなことでございます。

こういったことを通しまして、こういう来るべきマルチメディアというふうなものを中心にした高度情報通信社会というふうなものは、やはり現在の二十世紀が抱えております高齢化の問題でありますとか一極集中の問題ですとか環境問題、そういういろいろな課題の解決ができるということが一つ。

もう一つは、さらに情報通信産業というものが大きないわばニューインダストリーとして登場してくることが可能になる、あるいはまたそれ以外の産業の分野でも従来と違った形での活動が可能になってくるというふうな意味合いを持つてい、そういうものだということに考えております。

○岡利定君 マルチメディア社会が実現するとなると世の中変わっていくということでございます。現在はそのへ至る過程の段階での議論であるわけですが、そういうマルチメディア社会の構築のためには、基本的には光ファイバー網を初めとしての施設整備面、いわばハード面の整備と、それからソフト面の充実というものが両方相まって初めてマルチメディア社会の構築というのが可能になってくるということでございます。

そのうちのソフトについてお伺いしますけれども、日本のソフト分野はハードに比べて諸外国に立ちおくれしておるんじゃないかというふうな話を聞くわけでございますけれども、事実はどうなんだろう。もしおくれしているとすれば、具体的に何がどの程度おくれしておるのか、その原因は何だろうかということについてお伺いしたいと思います。

○政府委員(山口憲美君) 諸外国、特にアメリカにおくれているというふうなことの御指摘がありますが、何をとりあえておくれいているというふうに言うのかなかなか難しい問題でございます。例えば、委員はごらんになっておられるかどうか、ご

らんになっておられるのかなと思っておりますけれども、具体的な名前を言ってはちょっとぐあい悪いのかと思いますが、先般、コンピュータグラフィックスで制作して恐竜が出てくる大ヒットした映画というのがございました。これは新しい制作技術を駆使してできた、昔からの映画と違う新しい制作技法でつくった映画ということでござい。こういうあたりを見ますと、我が国のそういったソフトの制作というののちよつとおくれしているんじゃないかというふうなことを指摘される向きがございます。

それからまた、端的に量の問題として考えてみますと、先ほど申しましたCD-ROM、この制作本数といえますか、そういったものがどうかというふうなものを見ますと、アメリカに比べて三分の一ぐらいいだというふうなことがございます。おくれいているという分野を今ちよつと質の面とそれから量の面で端的に二つでお話しさせていただきますけれども、そういうふうに見ることもできるのではないかとこのように思います。私どももいたしましては、こういう部分にやはり注目をいたしまして手当てをしていくということが必要だろうということでございます。

その原因というのとはどこかということですが、それは一つは、ソフト制作というのは新しい産業であるということにございまして、我が国ではこういう技術や市場に関する、つくった後どういうふうなそれが売れるかどうかというふうな市場に関する情報というものが非常に不足している、制作者にとつてその手ごたえがはつきりわからないというふうなことが一つござい。それから、先ほど申しましたように、物的な担保というふうなものを制作者が持つていないために非常に資金調達能力に欠ける。それからまた、先ほど申しましたような高額な機器等を買わなきゃならないというふうなことで設備負担が非常に大きいというふうなことで、その結果、我が国ではどうなっているかといえますと、結局こういったソフトの制作者というのは大企業の下請的

な傾向になっていることでありまして、こういう下請的傾向から抜け出すということがこの世界が伸びていくまず第一だということでございます。

先ほど申しましたように、この分野につきまして、特に放送の分野でデジタル化が進むというふうなことになりますとビジネスとして十分成り立つていくという新しい芽が出てきておりますので、そういったものに合わせてソフトの進展に弾みをつけようということでございます。具体的には今申しましたベンチャー的な制作者を支援していこう、こういうことでございます。

○岡利定君 今、法案それからその背景の状況などについて伺いたわけですが、いずれにしても、その執行に当たりましては十分に目的を達成するように御努力をお願いしたいと思います。

最後に郵政大臣に、冒頭申し上げましたように、いわゆるマルチメディア推進第一号法案を提出された大臣のお立場での御感想なり御抱負をお聞かせいただきたいと思います。

○国務大臣(大出俊君) 私は、最初はこのものを読んでみまして、調べてみて、連絡とってみて、非常に驚いた。

今、局長がちよつと触れましたコンピュータグラフィックス、一昨年の六月にアメリカで封切って、一昨年の七月に日本で封切った「ジュラシック・パーク」という恐竜映画ですね。マイケル・クライトン原作で、スピルバーグが監督しているんですけどもね。シリコンバレーにSGIという会社がありまして、結局、ハリウッドの幾つかの制作室と全部契約をして、最初、模型をつくったんだけど、三十メートルの恐竜の模型はできないというわけですよ。どうするかというところで、つまりコンピュータ恐竜なんですね。コンピュータ、今の化石等のいろんな恐竜の図形に皮膚を張って、いろいろ動かし、それを組み合わせて映して大草原を走らせるという技法なんですね。

しかし、あれだけのものを、私も実は見に行つて、テープが日本に入つてきて、行つて聞いてみたら、一週間も予約が全部入って貸せないというわけですよ。べらぼうな人気ですね。それでも私あれを借りて見てみたんですけども、大変なものですね、これは。

だから、そういう番組を日本でつくれないかというところになると、ほつておいたらやっぱりできないと思うんです。何かやはりこの種の法律をつくらなければというふうに思うわけですよ。

この技法というのはもう非常に進んでいて、ある日本のメーカー、電機関係のメーカーのトップと話してみたら、福井にあるんですけども、岡さんなら岡さんの体型に合わせてコンピュータグラフィックスで全部コンピュータで打ち込んでおいて、洋服なんかつくると見事にできるんですね。それ、もう実際に営業として相当幅広くなっているんです。

そうすると、この分野でこんなに進んでいるのに、それじゃ行政官庁の我々の側で何かのお手伝いをし、どこかお困っているか進んでいるかという、中尾さんからも前にお話ありましたが、これはセラミックスなんというのは七割セラで、すよ、世界じゅうの。液晶なんというのは四割シャープですよ。アメリカが進んでいるという話が出てくる。月尾さんとテレビの討論会に出たら、光ファイバーなんというのはアメリカより日本の方がよっぽど進んでいるというわけですよ。そうなってくると、やっぱり何かをやらなければいけない。

ですから、ここで手をつけたというのは、私は皆さんに御賛同いただければ非常に大きく進む一つのきっかけがここであるんじゃないかという意味で、これは非常に大きな画期的なことだと思受け取りを願えないかと思つております。

○岡利定君 ありがとうございます。

○守住有信君 自民党の守住でございます。今、岡委員からいろんな側面について御質問、

また御答弁ありまして、だんだん映像というイメージが明確に皆さんもなりつつあると思います。

そこへ入ります前に、実は雑誌「郵政」の四月号、年度がわりで、行政は三局長、もちろん郵政三事業もそれぞれの局長の新年度を迎えてのこのからの抱負で、山口局長は「経済フロンティアの拡大に向けた情報通信政策の展開」、横に座つておられる五十嵐さんからは「マルチメディア社会を展望した情報通信行政の展開」、それから江川局長の方からは「豊かな国民生活の実現と放送ニュービジネスの振興に向けた放送行政の展開」、これ赤線など引きながらじっくり読ませていただきました。もともとも通信委員会でございますから、郵政三事業の方もそれぞれございました。三局長が新しい今の時代を踏まえてのいろんなテーマ、展開、これございました。

ちよつと参考までに申し上げておきますと、雑誌「郵政」は人事部が編集しておつて、これ三事業の話ですけれども、事業と同時に職員の話や訓練やものもろのこと、昔は載せておりましたよ、正月号にも。これが最近、人事部長のあれが、ちつとも載つておらぬというのが一つでございます。もう一つは国際部長のあれが載つておらぬ。国際化を踏まえての三局長でございますけれども、それを私はちよつと感じましたので、来年度から編集をされる場合は、編集者がだれか知りませんけれども、こつちの世界は人事部長、こつちの世界は国際部長というふうな意味でもう少し、こういう立派な自分の所信、決意をその局の代表として語つておるわけですから、これが雑誌「郵政」を通じて全職員にも部外にも配られる、そういう意味が非常に深い、このように感じしております。

それから一言申し上げた次第でございます。それからまた、こういう世界で、今、岡委員からもお話が出ましたように、マルチメディア元年と世間、ジャーナリズムでは言われている。それは第一歩の、しかもソフトに目を向けた、これは非常に私は感銘深く受け取るわけです。なぜかと

いいますと、放送法第一条では、不偏不党で、これは個別番組に介入しちやいぬということでございます。まして、番組制作、今お話しのように下請が多いんですよ。零細が多いんですよ。こういう世界に向かつて、著作権の問題もあるでしょうけれども、支援していくというのは非常に私は立派な姿勢じゃないかと思うわけです。

それからもう一つ、本来ならこれはコンピュータ処理、情報処理の世界ですから通産省の情報産業局、そこあたりもこれはひよつとすると考え出したかもしれないと思ひながら、しかし早く通信と放送の融合の中でコンピュータを駆使したこういうふうな端末、そういうものに、しかもソフトの番組づくりに支援をしていこう、こういう角度、これは非常に私は高く評価しておるものでございます。

そこで、あと御質問に入らせていただきますけれども、たまたまCD-ROMの話も今出ました。私自身も一つのある会社へ行つてみたんですよ。広尾にあるドームという会社で、社長と専務はアメリカへ行つておつたんです。専務なんかはNASAにおつたんです。何年間も。それで、向こうにおけるコンパクトディスクとかいろんなものに対する体験をしてきて、日本に帰つてきて独立した企業。しかし、おつしやるように資本力もまだありませんが、ノウハウは大分持っております。例えば職員なんかも通信回線でCD-ROMの制作をやつておるんですよ、自宅から。それも知りましたけれども、いろいろ直接質問して、行つてみて、見てみて、聞くということが非常に、一つの片りんでございますけれども、皆さん方のお取り組みに高い敬意を表したいとまず申し上げておきます。

それで、特にこの中でいわゆる通信と放送の融合、メディアミックスと言つてまいりましたけれども、それがデジタル化を通じて融合、結合が進んでいくというふうなことが一番の技術的な基盤にあると思ひます。コンピュータと通信・放送の融合、こういう側面もございましてね。した

がいて、非常にこういう世界で、技術の世界といえますか、デジタル化、広帯域化や端末等の小型化、高機能化、そういう技術の進歩、基礎的な技術、これは私は長い間電波研究所、実を言おうとこの間にか電波研究所が通信総合研究所になったわけですね。電波というのは単にもう通信・放送だけではないと私は認識しておるんです。地球物理学から始まる、例えばオゾン層の破壊とかそういう世界にまで、通信や放送にやごいませよ。だから、いつの間にか名前が電波研究所というのから、総合とはついておるけれども通信だけの研究所、これも私はちよつと異論を持っております。

実際、電波研の中で研究しておられます基礎研究、大学の研究所とも連携しながら、科学技術庁とも連携しながらやっておられますけれども、そういうのを大いにこれから中核として、他の大学の先生方、大学の研究所、NITの研究所、あるいはNEC、富士通その他もろもろございますから、そういう研究所と連携しながら、結びつけながら行政がやっていくかということが一番大事じゃないかと。こういう関係についてのシステム的なお取り組み、この考え方をまず最初に御説明いただきたいと思います。

○政府委員(山口憲美君) これからの情報通信分野あるいは高度情報通信社会を構築していくという際に技術というものが非常に重要な要素をなすというふうなことでございまして、こういった技術についての研究開発というのを官民それぞれに力を入れてやっていかなきゃいけないというふうな考えているところでございます。

特に、いわゆる開発リスクが高い、あるいは研究開発にかなり長期の時間を要する、あるいはでき上がったものが標準化というふうな形で非常にリードするようなことになる技術、こういったものにつきましては国みずから積極的にその研究開発に取り組んでいく必要がある、こういう立場で今取り組んでいるというところでございます。具体的には、平成七年度でございしますが、政府

の中に公共投資重点化枠というふうなものが設けられておりますが、その中で情報通信基盤技術の研究開発ということで予算が認められておりまして、その中で私どもは三つの技術を中心として現在研究開発を進めているということでございします。

まず一つは、超高速ネットワークに関する技術であります。要はネットワークのスピードをアップするというところでございまして、現在の速度の千倍程度の高速度、テラビット級の速度を持つようなものを研究開発していこうというかなり意欲的な取り組みをしております。あるいはまた、そういう超高速化に伴いまして、異種のネットワークを瞬時に相互に接続する技術というものが非常に重要になってまいります。そういった超高速化の中での接続技術、そういったものの開発をしていきたいというふうに考えて取り組んでおります。

それから、二番目の柱は端末に関する技術でございします。この端末が利用者に接する部分でございまして大変重要なものでございします。使い勝手のいいもの、そしてどなたにでも簡単に使っていただけのもの、そういったものをつくっていくかなければならないというふうに考えて端末に関する技術開発に力を入れているというのが一つでございします。

それから三つ目は、こういったことを可能にするためには高度の情報資源の伝送蓄積技術というのが大切でございします。これは流しっぱなしということではございしませんで、当然その間で蓄積という作業が行われます。そういう際にこの蓄積技術を高度化していくというふうなことが大変大事でございまして、現在のハイビジョンの数倍の高精度な映像が確保できるような技術というものを前提にした蓄積技術というふうなものを検討しているというところでございします。

この分野は大変世界的にも注目されていることでございまして、アメリカでもHPC計画というふうな形で国が資金を投入して研究開発に取り組んでおります。そして、今インターネットとい

う、このインターネットももともと国が開発したものでございしますが、恐らくそれを次第に高度化していく、スピードアップしていくというふうなことにつながっていくのではないかとというふうな考えておりますし、またヨーロッパでもRACE計画とかテレマティクス計画というふうなものにかなりの資金を投入いたしまして研究開発に力を入れているというところでございします。

私どももこういった海外での研究テーマというふうなものにも注目をしながら、国としての役割をきちんと果たしていかなきゃいけないというふうな考えている次第でございまして、ぜひまた御支援も賜ればというふうに思う次第でございします。

○守住有信君 今も高速化とか蓄積技術とか幾つかの点を御指摘いただきましたけれども、もう一つ、私の知識では、有線と無線と比較して、有線の方は光ファイバー、大容量、高速。無線の方のデジタル化というのは非常にバンド幅を余計とって、一時は今の民間放送の周波数帯を高い方へ移さなきゃいかぬ、移動体通信のためには。そういう議論も昔あったことを私は覚えております。

有線は光ファイバーですから、コンピュータ接続だ。ところが、無線のデジタル化というのは非常に限界があつて難しいじゃないか、ナロー化とか何かいろいろ研究努力をしておられましたけれども、電波研で、最近、むしろ無線の方が近ごろはデジタル化で、移動体は無線ですから、しかもコストがかからぬ。光ファイバーを全国に整備するとえらいコストがかかっているというのと、これはもう大いにやりにやいけませんけれども、もう一つその前に無線のデジタル化技術、これに力を入れるのが、昔は非常に難しい、ナロー化だとかいろいろ言われて周波数対応で民放まで移さなきゃいかぬという議論もあつたぐらいな

んです。その技術の進歩を、私素人でございしますけれども、そのところをわかりやすくひとつよろしく願ひします。

○政府委員(五十嵐三津雄君) ただいま先生から御指摘ありましたとおり、電波のありようということとは、いわゆるマルチメディア社会、情報通信基盤整備にあつては大変重要なことだというふうな思っております。大容量で基幹的なネットワークという意味の光ファイバーというのはございしますが、無線と有線一体として調和ある発展を遂げて情報通信基盤を整備していくものというふうな考えております。

ところで、無線のデジタル化ということについてでございますが、御指摘のように、従来はアナログに比べてかえって電波の有効利用につながらないというふうな、そういう状況あるいは過程というのはいりました。その後、通信総合研究所を中心として、電波の特に帯域圧縮技術ということで、通信の品質を劣化させないで効率的に情報を伝送するという技術、この技術の開発に努めてまいりまして、現在ではデジタルの方式の方が従来のアナログに比べますと電波の有効利用が非常に可能になってきているという現状でございします。

利用者の方々への具体的なサービスの提供という観点でも、最近では自動車電話あるいは携帯電話ということに始まりまして、積極的にこのデジタル技術、圧縮技術というのを採用して、電波の有効利用という観点で急増する移動体通信等々に対応するというところにいたしております。平成五年ごろからNITの移動体通信のデジタル化、あるいは平成六年で新規事業者のデジタル化と、こういうのが進んでいる実態でございします。

電波の需要がますます多くなってくる、あるいはマルチメディア化というふうなことでますます大容量化、ニーズの高まりというのが出てくるというふうなことで、私もこういったものに対応するためハーフレート化して倍速化して使っていくというふうなこと、そういうふうなことで一層この圧縮技術というふうなことに検討を進めてまいりたいというふうに考えておりまして、電波の有効利用技術の研究とあわせて、まだ

利用が進んでいない周波数帯域、そういったものの開発につきましても積極的に取り組んでまいりたいというふうな考えをいっているところでございます。

○守住有信君 もう一つ、アナログ、デジタルで思い出したけれども、昔KDDの新宿の交換局へ行った。あのころはまだアナログでございまして、入れたら音声がかえってくるんです。盗聴の問題。これがデジタル化すれば機械音しか聞けない。もちろん、特定のところへ通信をやっておるのを、それだけを一遍テープに入れてデジタルをアナログ変換すれば音声復活するんだな。その盗聴という問題、通信の秘密です。もう電話、携帯電話、自動車電話みんな盗聴してやっておる、何もスパイでなくてもですよ。専門家に聞きましたら、これがデジタル化になるとみんな機械音だけになるというふうなことで、そういうのにも非常に私はこのデジタル化というのが目に見えないところで意味とか効果を持っておるんだなということを実は感じておるわけです。

それにつけても、おおよそ通信の秘密あるいは放送番組の不偏不党、ところがソフトは番組なんですよ、実は。だけれども、そういう問題に長い間通信の秘密とか放送番組の不偏不党ということであられた中で、こういう中小企業の零細な制作者、これに支援してやる。中身にはノータッチなんだからね、あくまでも、それぞれ著作権の問題等がありますけれども、それで自主的にこういう世界が挑戦してアメリカに負けぬようにやっつけていこう、それを支援しようということですが、本来から言くと、今までの郵政の体質から言くと、通信の秘密を守れ、通信の内容、内容が番組ですからね、あるいはまた放送番組というイメージでおりましたところ、最近こういうふうなソフトの問題、番組の問題に積極的に取り組まれておられますので、そういう意味からいくと前の時代と隔世の感と、こういう気持ちを持っておると、評価をしておるといふことをお受けとめいただきたいと思ひます。

さて一方では、今も言いましたように、岡さんも質問が出た、どこで共同利用設備をつくるだろうとか。やっぱり大都会だろうと、スタートは、こう思ふんです。これに限りませんけれども、やっぱり地域の、地方の問題、長期的、十年間です。そこを十分考えながらも、一方では地方でこの共同利用設備というものも、特に地方自治団体あるいは地元産業界、情報通信のいろんな世界と連携されて、地方の問題。地方でやるときに、この機構は東京にあります、わずか百名ちよつとぐらい。これ近ごろいろんな法律ができて、いろんな仕事かふえておるんだが、この機構の問題。

もう一つあるのが、機構は東京しかありませんので、地方にはブランチがない。地方のこういうソフトに対しての挑戦、これの普及。地方どうやってこれを、第一段階は大東京だろうと思ひますよ。その後の発展、これもどういふうな、今は漠たる構想でまずこれをやり出すわけですから、第一号をやり出すわけだけれども、あとどういふうにこの地方との関係をも、そして地方には電波監理局がある、地方の産業界もある、自治行政もある、そういう気持ちを持っておりますので、そういう中で電監を中心とした地方の役割、それをどういふうに皆さん方トップとして地方を指導していかうと考へておられるのか、そこをちよつとお尋ねしたいんです。

○政府委員(山口憲美君) 今お話の、現在予定しておりますものは、具体的な場所というのはいまだ決めておりませんが、これはいろいろまたお話を伺聞きしたり、最も効率的なことを考へて設置をしていかなきゃいけないというふうな考へております。

今、広く一般的なお話で、地方と機構、あるいは地方の機関として私ども電気通信監理局を持っておりますので、その辺のところをどう使うかというふうなことにつながってくるお話かなと思ひますが、機構は、御案内のように、作業自体としては例えば人材研修であるとかCATVの番組充

実事業でありますとか拠点都市地域の関係の作業をしてありますが、これは地方と必ずしも接触して、こういうことではないという部分もござい

ます。そこで私も、やはり機構自身が地方と共同でそういう作業をすることも必要でないかというふうな考へまして、一つの例としてお話をさせていただきます。岡崎市で今実験をしておりますけれども、この実験と申しますのは、岡崎市と一緒にCATV網を使っていろいろ実験をしているというところでございまして、その実験の中身は高品位動画の圧縮技術、それからCATVの利用技術と高度化技術あるいはマルチメディアの利用技術というふうなもの、技術開発をその地域と一緒にやってやっていると申すところでございまして、機構もやはりみずからそういう地域との密着というふうなことを志してやっていると申すところでござい

ます。それからもう一つ、地方の電気通信監理局につきましてもこれを十分に使っていくことが必要であるということ、本年から地方自治体へのアプローチというふうなものを地方電気通信監理局でやっていただきます。そしてそこでいわれる研究会等を催して、いろんな自治体ネットワーク等のプロジェクトファイナインディングをやつて、そして計画をみずから策定し、支援措置あるいは補助金や融資等の事務、そういうたのも一部地方でやっていただくというところで進めていきたい。

と申しますのは、これから全国の地方自治体というものをマルチメディア化していくということになります。本省で、東京だけでこの作業ができるというところではございませぬので、地方の皆さんを総動員してそういう成果を上げるような方法をとっていききたい、こういうことでござい

ます。○守住有信君 また私の田舎の熊本のことでございしますけれども、この間、福島知事と話して、振替は別でございしますけれども、県庁の職員と地方

の電監の職員と相互交流、四月一日付、やつとこさ。中央からは自治省、大蔵省、建設省、三十人ばかり行っております。そうじやいかぬと、地方同士、それはやっぱりまず県でございしますから、国の出先と県の職員が相互交流人事、これを九州電監の田中君と一緒にやりましたので、こういうことも大いに力を入れてやりたい。県自体も情報化時代と口では県知事以下言ふんです。ところが実際のの中身は余り知らぬのですよ。

そこで、県の優秀な職員がおります。地方の電監の職員と相互に、上からではなくて、中央政府が、これは自治体反発しますよ、今まで三十人ぐらい押し込んでおるからね。労働組合としてもこれはあります。私はよく知っております。だから横でやろうと、水平の交流。これもひとつ成功しましたので、これも大いに御参考にしていただくと。やっぱり非常に技術性に富んだ世界ですから、そして今までは郵政という縦で来ておりましたので、これから非常に大事なのが自治体、これは地方同士で交流をやる、そこにいろんな芽が私が出てくる、ノウハウ、情報知識、これが積み重なってくる、こういうふうな思っておりますので一言申し上げました。

次に、地方と同時に、今度は国際性というのが一番大きなテーマ、側面でございます。この間、郵政大臣がブラッセルに行かれまして、GII、一方ではAIIということも念頭に置いて、なかなかいかぬと絶えず思っておりますので、そこらあたりをひとつどういふうに世界のグローバルなGIIの中でAIIというのか、アジア諸国とのいろんなルール化、共同認識、助け合い、こういうことにならぬと思ひますので、そこらあたりをどういふうに今後とも取り組んでいこうと思つておられますか、お願い申し上げます。

○説明員(内海善雄君) 先生御承知のとおり、情報通信インフラが経済発展のために必要不可欠のインフラであるという認識が非常に世界じゅうで強まっております。同時に、経済活動が非常にグローバル化しておりますものから、ますます

その情報通信インフラに対する需要というのが起きている。

一方、世界じゅうでこの電気通信、あるいは放送も含めてですけれども、この世界に競争原理の導入、民営化という動きが大きく動いておりまして、また戦略産業であるというふうな認識も非常に高まっている。そういう中で、この分野の国際間の協調、協力というのが非常に重要なテーマになってきております。

御承知のとおり、昨年、京都でITUの全権委員会が開催されました、非常に日本に対する評価、認識も極めて高くなっておりまして、またアジア地域での分野での発展というのが非常に大きく動いております。そういう中で、標準化の活動とか人材開発の話とか、あるいは技術移転の話とか、はたまた我々のビジネスチャンスというふうな面を含めまして協調・協力体制というのをますます深めていかなきゃいかぬ、そういうふうな思っておるところでございます。

○守住有信君 もう一つ九州に関連して、思い出しますと、かつては環日本海という、あれは金沢でだったね、北陸地方で。韓国のテレビやロシアのテレビ、もちろん日本のテレビ、NHK、民放も入ってですが、そういう運動が、人事の交流、番組の交流から始まっていずれは衛星、環日本海で衛星でお互いの文化を、放送をお互いというふうなプランといえますか、それを目指して人事の交流、番組の交流とか始まっておるようです。

今度は九州で、アジアの中の九州における情報通信のあり方に関する調査研究会、座長はかつて電波監理局におられて、東海大学の教授としておられた九州テレコム振興センターの委員長を中心にな九経連、九州経済団体ですな。山口も入りますよ。それで、そういう場づくりをして、今後東シナ海、南シナ海、アジアの主要国との交流の場づくり、情報通信のそういう場づくりを、これは動き出しておりますので、そのこともあわせて、それぞれの管内と本省と連携しながら知恵を出すと。そして、はつきり言う、いわば仕掛けをし

ていくと、能動的にね。これが国際化の中でも非常に具体的なあれとしてレベルの高い、政府間のこれはこうですけれども、もつとそれぞれの周辺地域が国を異にしてもそういう情報通信の連携の場づくりをやっている、こういう動きが始まっておりますので、御報告を申し上げておきます。

ほかにも重要なこのマルチメディアの中で福祉という問題、今までは文字放送その他、身障者の方々、これがございましたね、放送波の中で。さらに、このマルチメディアの中でだれでも簡単に、身障者の方々でも簡単に利用できるというふうなことも当然認識しておられると思います、使いやすいということに。それからまた、福祉というだけでなく今度は医療、既に厚生省と通産省はタイアップしまして、国立病院等々の遠隔地診断とか診療とか、これに実はもう取り組み出しておるわけです。御承知ですか。

実は私、去年の暮れ、予算編成のあのころ、自民党の情報産業議連で岡さんが座長をしてやるときです。各省庁みんな並べたんだ。もう厚生省であれ文部省であれ運輸省であれ通産省であれ、各省庁が新しい高度通信時代に向けてということとで本年度予算に向かっていろんな政策を並べておるわけです。座長でおられましたね。私は、あのときざつと資料をとって、どこのセクションか知りませんけれども各省のやつをみんな送ったんですよ。どこの省がどのようにトライしておるか、そういう広い視野で、ある場合には連携しながらやっていかなきゃいかぬ。

病院の遠隔診断、私が現役のころ、N T T病院、当時は電電公社の五反田と青森の通信病院と連携して遠隔診断の実験をやるとか、こういうのが始まっていったんですよ。通信病院、通信の専門家ですよね、コンピューター通信の。こういうのも始まっておりまして、そこらあたりも一つの大きな実験のスタートとして、厚生省の方も通産省と何か連携をしておるような感じを受けるんですけれども、それはそれでいいけれども、我が方も我が方として、そして福祉と同時に医療、

こういうことについて今後もいろいろ技術的な使いやすいということも問題もありますし、省庁間あるいは団体間の連絡、連携というものの非常に大事だと思っておりますので、そこらあたり、いかがでございますか。

○政府委員(山口憲美君) 高度情報通信社会というものをつくっていく、こういう中で大変大切なものは情報を持つ者と持たない人、持たない人、そういうものに分かれる状態を生まないようにということ、具体的には例えば収入でありますとか身体障害あるいは場所、そういったものに関係なく同じようなサービスが受けられる、そういうふうなことが情報通信基盤をつくる際の一つの基本理念になっているということでございます。

これは、政府の高度情報通信社会推進本部の基本方針の中でも社会的弱者への配慮という形で具体的な行動原則の中に掲げられておりますし、それから先般のブラッセルで開かれました情報社会に関するG7の閣僚会合での議論の中でも取り上げられていた一つの大切な原則でございます。

私も、そういった観点から、身体的なハンディキャップを持った方々に対して十分な配慮をしていく必要があるということで、先ほど研究開発の柱の一つに端末の開発ということとを申し上げましたけれども、この端末が身体障害者の方あるいは高齢の方等々が簡単に利用いただけるようないわゆるユニバーサル端末を開発したいというふうに考えております。

少し具体的に申し上げますと、例えば電子新聞というふうなものがございまして、これは画面に新聞が出てきて、これを皆さんがごらんになるというものでございまして、これが音で出てくるというふうな形のものができないか。あるいは手話認識、手話でコンピューターの前で話をされまして相手の方には音声でそれが聞こえる。例えば、今医療のお話しましたけれども、病院でお医者さんと面談をされたときに自分で、これは通訳の方を介してというのは好ましくないケースも多々あるわけですが、そういった場合に手話でお

話をされるとお医者様には言葉で聞き取りができるといふような医療のアプリケーションがあるわけですが、そういった形のものができないかというふうな形で作業をしている。ちょっと具体的なお話で恐縮でしたが、そういうふうなことをやっているということでございます。

なお、それから、先ほど医療の関係での厚生省との連携のお話等出ておりましたけれども、細かいお話は省略させていただきますが、総体的に私どもは決しておくれをとっていない、人後に落ちるようなことは絶対ないと思っております。厚生省とも文部省とも大変連携を密にしてやっておりまして、医療、教育の分野につきましても地方自治体の皆さんもさらにそこに交えて利用開発を今進めていると、こういうことでございます。

○守住有信君 あと時間もありませんので、ちょっと一番大事な人材。

これはマルチメディアを活用する、あるいはコンピューターを活用する、こつちの世界もありますけれども、このソフトをつくる方々、これが今大体、調査室がつくってくれた資料を見ましても非常に資本は弱いという世界ですから、この新しい人材のレベルアップというか養成、これが非常に大事だと思いたしましたので、こういう点もあると思います。

もう一つは、例えば文部省というお話が出ましたね。大分前、細川知事の時代にマイ・タッチ計画といって熊本県が中学、高校にパソコンを入れたんですよ。このこと自体は立派だったけれども、学校の先生がそれに対するあれがほんの一部の先生だけで、パソコンが遊んでおるんですよ。あるいは子供たちはゲームはできますけれども、肝心の教育のソフトとかいろいろ、NECとか東芝とかその他いろいろ入れてやっておる、ハード面は入れた、番組のテープも入れたけれども、長い間活用されておらぬ。そうすると、その子供たちがまた社会人として成長してくるわけです。文部省も何か二〇〇〇年を目指して全教師のこ

そして、私どもの郵政大臣は、会合のすべてのセツションに参加されまして、あるセツションでは基調発言をされるといふ重要な役割を果たされました、すべてのセツションで積極的に発言をされ貢献をしていただいたということでごさいます。そのほかにまた、カナダのマントリー産業大臣あるいはドイツのベーチュエ郵電大臣との会談といふうなことも持たれまして、今後の協力につい

ていろいろと意思疎通が図られたということで、大変私どもにとっても有効な会議であった、こういうことでございます。

会合の成果でございますが、議長集約という形で取りまとめられております。その主要な成果といたしまして、いわゆるグローバルな高度情報通信社会を実現するための原則というものが合意をされました。それからまた、こういった社会の可能性ということと世界の人々に示すという意味で十一の国際共同プロジェクトを実施しようというところが合意されたということ、これが具体的な成果でございます。

そこで、今回合意された原則でございますが、この原則は実は基本になっているのは競争の促進ということが一つございます。これは、我が国では一九八五年に電気通信制度の改革を行って以来そういった線に沿って政策を進めておりますので、大変我が国の政策とも合致をするというものでございますので、引き続き進めてまいりたいというふうに思っておりますし、また国際協調というものも十分に図れるものというふうに考えている次第でございます。

国際共同プロジェクトの方でございますが、これにつきましては、先ほどの政府の推進本部の基本方針の中におきましても「国際的に協力可能なプロジェクトを立ち上げ、その成果を示してグローバルな高度情報通信社会の構築に向けた国際的なインセンティブの醸成に可能な限り貢献していく」というふうに書かれておりまして、我が国として積極的に協力していくということになっております。また、郵政省といたしましてもこれは大変意義深いプロジェクトだというふうに考えておりますので、政府全体の中で率先してリーダー役を果たして取り組んでいきたいというふうに考えている次第でございます。

○三重野栄子君 そうしますと、世界的にも国内的にもこの事業を非常に推進していかなくちやならないわけでございますけれども、本法が、ハードとソフトの面のことでございますけれども、ソ

フトの面でこれから環境整備を進めるに当たってどういう問題点といたしましうか、困難な面と申しまじうか、それらの面がございましたらお願いいたします。

○政府委員(山口憲美君) このお願いしております法律案というのはマルチメディアソフトの支援の第一歩というものでございますが、こういった法案をお願いしております背景には、先ほどもちよっと御説明をさせていただきましたけれども、多くのこういったソフトの制作者の会社設立後間もなくして自己資本の蓄積が非常に少ないというふうなことで、それから不動産等のいわゆる担保価値を有する資産が少ないというふうなことで、それからまた今度は金融機関、こういったものを支援していただく金融機関の方につきましてもこういったソフト分野に関する審査ノウハウが不足しているというふうなことがございまして、総じてこういう制作者は資金調達に御苦労をされているというのが一つでございます。

それからもう一つは、そこで利用される設備でございますが、これが大変高価でございますのと、それから技術の進歩で非常に陳腐化といいますが、すぐ時代おくれになってしまふというふうなことでございまして、個々の制作者が保有していくということが大変難しいというふうなことが一つでございます。

それからもう一つは、関係されます方々が、一つは放送事業者でございます、それからもう一つは今支援をしようとする番組制作者、それからもう一つは資金を融資してくださる金融機関、こういった方々が放送番組のソフトにはかかわるわけでございます。こういった皆さん方の間の情報の交流というのが非常に、今まで余り関係のない分野でございますから、できていないというところでございます。そこで、放送分野の技術の問題、サービス情報あるいは制作者や制作物に関する情報というお互いの情報の交流ができるような形の場合をつくる必要がある、そういうふうな状況に現在あるというところでございます。

今申しましたような資金調達面、施設面あるいは情報面、そういったような面での隘路があるというふうなことでございまして、こういった隘路の解消につきましましては、制作者の皆様方も団体をおつくりになって自分でいろいろ打開をしようというふうな努力をされておられるわけですが、私どももまたそういった皆様方からお話を聞きまして、お手伝いできるものがあればお手伝いしようというところで今回この法案としてお願いしている、こういうことでございます。

○三重野栄子君 そうしますと、それらの問題を具体的に指導していくというのは、期間というのはどういふふうになつていくのでしょうか。

○政府委員(山口憲美君) 大体一つのソフトをつくるのに一年あればできるんじゃないか、こういうふうな言われております。したがって、例えば債務保証等々の問題につきましても大体最長二年ぐらい、一つの問題について二年程度面倒を見てさしあげれば十分目的は達成できるのではないかとこのように思っております。

○三重野栄子君 それでは、先ほど守住先生がおっしゃいましたことを、もう少し法律の方からお伺いしたいんでございます。

平成五年に身体障害者の利便の増進に資する通信・放送身体障害者利用円滑化事業の推進に関する法律が制定されました。そうすると、具体的に福祉の問題あるいは障害者の問題は進んでいるというふうにおっしゃいましたけれども、この法律ができてからはどういう実績があるか、それから今後この法律との関係はどうなるのかということについてお尋ねいたします。

○政府委員(山口憲美君) 御指摘の法律は、身体障害者の利便の増進に資する通信・放送身体障害者利用円滑化事業の推進に関する法律という長い法律でございますが、これは平成五年の九月に施行されました。具体的な内容といたしましては、通信・放送機構におきまして、一般に行われておりますテレビの字幕番組等の制作の助成、それから身体障害者向けの情報提供サービスを行って

るといふものでございます。

そこで、聴覚障害者のための字幕番組の制作の助成の実績でございますが、平成五年度は四番組二十九本、四百二十万円の助成をいたしました。それから平成六年度につきましては、七番組二百四本、二千九百二十四万円の助成、それから平成七年度につきましては、さらに拡充をいたしまして三千六十七万円の予算を計上している、こういうことでございます。

それから、パソコン通信やファクシミリ通信を利用いたしまして身体障害者関連の各種の情報提供サービスを行っておりますが、これにつきましては、平成六年の七月から開始をされまして、平成七年四月一日現在、会員になっておられる方が三十、そして総アクセス数が二千六百一十一ということでございます。

この法律の中では、いわゆる解説番組、ドラマ等、ドアをあけたとかというふうな言葉で解説する、こういう解説番組も助成の対象にしておりますが、これにつきましては現在のところ実績がないというところでございます。現実に行われているのは放送事業者の皆様方が自主的にやつておられるんだというところでございます。

いずれにいたしましても、先ほど御説明申し上げましたマルチメディア時代の端末の開発あるいはこの法律に基づく各種の施策、こういうハンディを負った皆様方が通信の世界で同じようにサービスが受けられるようにという考え方でやっているものでございまして、その内容の充実にはさらにまたいろいろとお話をお聞きしながら努めていきたいと考えております。

○三重野栄子君 やはり今おっしゃいましたように、先ほども出ましたのですけれども、このマルチメディアの社会が実現していけばすべての人々が利用できる、すべての市民が参加する機会があるというふうに向かっていると思っております。使いやすい端末の開発とか技術という問題につきましましては先ほど基礎的な研究開発を御答弁いただいたようにございますけれども、そのほかにや

はり雇用の創出とか労働の質の向上というか、そういう面についてはどのようにお考えでしょうか、その辺が私は大変気になるんですけれども。

○政府委員(山口憲美君) 具体的に今すぐにごうというふうに申し上げられるあれがなくて申しわけないんですが、ただ、今私どもが地方自治体の皆様方という研究をしている中にテレワークセンターというのがございます。これは勤務先まで、勤務先というのをおかしいんですが、決められた場所へ行くのではなくて、住居に近いところで仕事ができるというものでございます。こういったものは通勤等にハンディを負っておられる皆様方にとっては大変な魅力のある施策だといふうにお聞きしております。私も先般あるそういった施策をやっておられるところを見学させていただきまして、大変これは有効な方法だといふうなことも勉強させていただきました。

そういうことで、こういうふうな施設、システムの整備というふうなことがその利用の仕方によって雇用という面でも非常に有効なことになるというふうなことを実感しておりますので、いろいろまたさらに勉強させていただきたいというふうにごうにお聞きさせていただきます。

○三重野栄子君 先ほど、コンピューターをたくさん学校に入れたけれどもそれを教える先生がやはり少ないといましようか、そういうのも含めまして学校教育の中における問題も大変多いようございまして、文部省との関係で、学校でやるということはいわゆる利用者を全体的にレベルアップするということに速いといふか、そういうことになろうかと思うんですけれども、それらについてはどのような工夫がされているでしょうか。

○政府委員(山口憲美君) まず、政府の推進本部の基本方針の中で今お話しした点というのは非常に大事なものと取り上げられておりまして、先ほど守住委員からも二〇〇〇年までに全部の先生がパソコンとコンピューターが使えるようにといふうなお話がありました。そういうことのもその中でやるべしということを取り上げられて

おります。それから、各学校へのパソコンの配備、それからまた高等教育の場でのLANの整備というふうなことを非常に細かくいろいろ取り上げられていることとございまして。

先ほど申し上げましたように、こういったものにつきましても、関係省庁がそれぞれ実施指針というものをつくって具体的に進めていくというフォロワーの体制も整備されておりますので、実が上がるというふうにごうにお聞きいたします。

〔委員長退席、理事大森昭君着席〕

なお、私も文部省の皆様方とも協力をして、地方自治体の皆様方と資金も出し合っています。遠隔教育とかあるいは学校のマルチメディアというふうなことを進めていくべく今準備もしている、あるいはまた実際にもうやっているところがある、こういうふうなことでございまして。

○三重野栄子君 最後の質問になりますけれども、環境問題はそれぞれの部門でやっていかなくちゃならない問題でございましてけれども、マルチメディア、情報通信の発展というのは環境問題にどのような、いい方に向くのか、そこらあたりの環境問題に関する何かの示唆というか政策というか、そういうものがございましてら伺いたいたいです。

先ほどもございましたけれども、例えば今までのように多額の旅費を払って福岡から東京までたくさんの方が出張をしながらテレビ通信でうまくいくとか、いろいろなこともあろうかと思えます。そうすると企業としての旅費は少なくなる。今度は車で行く人がだんだん少なくなると通信で済むとか、あるいは紙が少なくなるとか、そういう点でいろいろお考えがございましたら、ぜひ伺います。

○政府委員(山口憲美君) この情報通信と環境問題との関係というのは最近非常に注目をされていることとございまして。この情報通信の活用によりまして、いわゆる環境への負荷の少ない持続的な発展が実現する、社会の発展が実現するといふふうな観点から期待がかけられているという

こととございまして。

〔理事大森昭君退席、委員長着席〕

具体的には、平成六年の十二月に閣議決定のなされた環境基本計画の中におきましても、情報通信の利用は交通流の円滑化に資するほか、交通の一部の代替や紙資源の節約等を通じて環境への負荷の低減に資する可能性を有するといふうに指摘をいたしまして、幅広い観点から情報通信システムの活用等情報化の進展と環境との関係について調査研究を進めて環境への負荷低減に資するよう、その適切な活用を図るというふうにごうで規定されている、こういうこととございまして。

情報通信の活用による具体的な環境負荷の低減効果というのは、今三重野委員もおっしゃいましたけれども、一つは人や物の移動を代替するといふ形でCO<sub>2</sub>の排出を削減することができるといふうなこと、あるいはペーパーレス化を促進するといふことによつて資源の消費量の抑制が図れる、それからもう一つは監視の精緻化といふうなことが行われる、そういうふうなことによりましてエネルギーの消費状態の正確な把握がなされる、あるいは生産活動や交通流の円滑化によるエネルギー消費の改善、それから時間的、空間的集中の緩和による地域環境負荷の低減といふうな観点から具体的に言われておりまして、こういった情報通信を積極的に活用することによって環境負荷を低減することを図っていかなくやならないと思っております。

そこで、具体的な効果を確かめるという意味で、私も郵政省では平成六年の二月から平成七年の三月まで情報通信と環境問題に関する調査研究会というのを設けまして、実際に具体的な事例、一つはテレビ会議システム、それから浜松市で行っております住民サービスの窓口分散化施策、それから私どもの東海郵政局で行っておりますパソコン通信というふうなものを具体的な事例として取り上げまして、この情報通信による環境負荷低減効果というふうなことを現在確認して

いるということとございまして。

引き続き、内容を精緻化する、あるいはもっと幅広くいろんな事例を取り上げるといふうなことと進めていきたいと考えております。また効果があると思われるものについては具体的に実施もしていきたい、こういうふうにごうに考えている次第でございまして。

○三重野栄子君 三つのことをおっしゃいました。もう少し、例えば紙の節約とかというふうなものは郵政省としてはどういふことをお考えでございましてか、平成七年度については、言葉はたくさんいたいたんですけれども、郵政省としてももう少し具体的なことはございましてせんしょうか。

○政府委員(山口憲美君) 郵政省で行っている、私も今急なお話なのですからうまく全貌が話してできるかちょっと心配でございまして、紙ということに関して言いますと、私どもはまずテレビ会議というのを非常によく使っております、これはもう大変大きな紙の節約になっているといふうに思っております。

それから、もう一つはパソコン通信でございまして、先ほど申しましたように、パソコン通信で郵政局と郵便局との間の連絡を紙ではなくて電子的に行うという形でやっております、これはもう目に見えて紙の消費量が減っているといふうなことがございまして。

それから、そのほか訓練等もP-SATという衛星を使って今行っておりますが、こういったものも紙という面で見るとやはり効果があるといふうに思っております。

いずれにいたしましても、ちょっと準備してこなかったものですから全貌がうまくお話しできませんが、かなりそういった意味では資源の節約になつていっているんじゃないかといふうに思っております。

○三重野栄子君 関西・淡路大震災とか、あるいは私のところではまだ断水が続いているんですけれども、今は一極集中よりも少しその分を地域へという意向がございましてけれども、マルチメディア

アの情報通信が発達すればもう少し拠点を広げられるというか、地域にいても重要な仕事とか中央と関連がある仕事ができるというようになるのではないかと大変期待を持っておりますから、ぜひ発展するように御努力をいただきたいと思っております。

以上です。

○大森昭君 法案に入る前に、ちょっと岡さんの方から質問があつた審議会のことです。郵政省というのは何か副題をつけるのが好きだから、「情報通信産業のダイナミズムの創出に向けて」と副

題がついているものだから、したがって情報通信全体を含めて審議会でいろいろ議論していただくんだと、こういう御答弁だったです。「日本電信電話株式会社」の在り方について」ということだけならそれだけでよく理解できるんです。特殊法人の際にKDDの問題が出しましたですね。KDDの問題というのはこの審議会の中で審議されるということになるんですか。

○政府委員(五十嵐三津雄君) ただいま先生から御指摘ありましたとおりに、先般の二月二十四日の閣議決定、「特殊法人の整理合理化について」という決定の中で、国際電信電話株式会社、KDDについては、平成七年度にNTTのあり方について検討を行う中で、そのあり方について検討を行うことというふうにされたところでございます。

そういった意味合いにおきましては、今回、私もNTTのあり方、先生お話がありましたように副題をつけて諮問をさせていただきましたが、電気通信審議会におきましてNTTのあり方を検討いただくと、途中でKDDのあり方についても検討をお願いしてまいりたいと思っているし、検討をしていただけるものというふうに期待をいたしているところでございます。

○大森昭君　そういう考え方は別に否定しませんが、ただ、KDDの問題も同時にやるということになりますと、これはちょっと従来の経過からすると大分違うんですね。

といふことは、もう私が言うまでもなく、**国内**と国際と今分かれてゐるわけですから、したがつてそれを同時に経営形態のあり方を議論していくといふことになれば、どういふ形になるかわかりませんが、従来来た形とはこれは全然違ふといふふうに私理解するんです。

しかし、ここでやりとりしていてもしょうがないんですが、五十嵐さんが言うように、いずれにしてもNTTの問題とKDDの問題を同時に議論していただくということがこの審議会の目的に入るわけですね。

○政府委員(五十嵐三津雄君) この審議会で御議論をいただいて答申をいただきたいというふうに思っておりますのは、日本電信電話株式会社のあり方について、そして情報通信産業のダイナミズムの創出についてということで、広く情報通信産業全般についての御議論を賜りたいものだというふうに思っております。そういう中におきまして、KDDのことも先般の閣議決定も踏まえます

それから、あわせまして、今先生から御指摘がありました、たしか五年前はNTTのあり方についてということだけで諮問をいたしておりました。今回は、今のマルチメディアあるいは国際的な動向、当面見える技術革新等を踏まえまして、言ってみますと情報通信という基盤、ネット

ワークインフラのみならず、情報通信全般についての最近の変化を踏まえての御議論を賜りたいというふうに思っておりますので、五年前から見るとはるかに大きな視点での御議論をいただきたいというふうに考えているところでございます。

○大森昭君 いや、私の言っているのは、情報通信全体をそれは議論しなけりやNTTの経営形態がどうあるべきかというのは出ないことはわかる

んですよ。しかし今、現状は国内と国際になっていますわね、そうでしょう。今の日本の通信の現状はKDDが国際をやっておるわけですから、それをあわせていうことになりますと、例えば国

内、国際的分野の問題も今と違ったような答申が出るかも知れない、出ないかも知れないんですが、いずれにしても、しかしそういう問題も議論をして結論を出すということになりますと、これは別にここでやりとりするつもりはないんですが、実はいろいろ新聞だとか何かを読みますと、

相当考え方が違うものを持っていますすね、経営者自身が。それを審議会に任せるわけですから、経営者がどう考えようと、だれがどう考えようと、審議会で出たものは、これは行政組織法の八一条でいくのかな、審議会の答申は政府は尊重する

ということになるのかな。すると、具体的にその答申の内容について法案化していくということの作業をするわけでしょう、行政府としては。そうなってきましたと、岡さんからも相当これは重大な問題だという御意見があつて、慎重に審議会の運営を図ってもらいたいという意見があつた。いずれにしても幅広くということだからいろいろな意見を聞くという意味なんだけれども、私は

別にどうすべきだという意味じゃないんですが、この議論はこの審議会の委員だけでは相当難しい問題が出てくるんじゃないか。

しかも加えて、何か前は特別委員があつたけれども、特別会みたいなものをつくるわけでしよう。今回はまだ決めてないというさつき御答弁でしたが、この審議委員の特定の人が特別部会でそれは専門的にやるけれども、もちろん中間

的には総会にかかるだろうし、最終的な答申が出る  
ときは総会で意見をまとめられるんだと思うん  
です。

そこで私は、今という審議がされることがい  
いとか悪いとかという問題じゃなくて、大変大き  
な問題で重要な問題を平成八年の三月までに、そ  
れは結論が出ればいいんですよ。ただ、役所の場  
合は平成八年の三月までに結論を出したいという

ことになる。と出すように努力するから、これは当たり前前の話だけれども。余り拙速と言つてはちよつと失礼ですが、少なくとも将来に向けての情報通信のあり方について大変大きなことになる。

んで、何か一つのものできて、あるいはそれをするかというふうな、ちよつと間違えちやつたなんというわけにいかないでね、これ。

だから、私としてはできれば八年の三月までに結論が、いい結論が出る、ことがあればそれでいいんですが、今局長が言つた幅広くとかあるいは八

年の三月とかいうのに余り実はこだわらずに、この幅広くというのは特に違ったものが入ってきているんですから、KDDの問題が。ならば、相当これは有識者の御意見も、あるいは今経営している皆さん方の意見も十二分に反映できるような審

○政府委員(五十嵐三津雄君) 先生から今御指摘は、非常に重要なこと、普通の審議会のような運営では非常にまずいんじゃないかと思つたので、これは要望ですけれども、何か回答があれば回答をいただきますが、岡さんが言われますように慎重にしかも誤りのないように、どうかひとつ審議会の運営のあり方について郵政省は対処していただきたい、かように思つてます。

のありましたとおり、日本の情報通信産業あるいは日本の産業をどうしていくか、あるいは国民利用者の利便と非常にかかわりの深い重要な政策展開の御検討を願うということですから、先生から御指摘のあったとおり多くの方々の意見を聞く、もちろん有識者あるいは当事者を含めてというふうに審議会の中で整理されていくものというふうに考えております。

具体的なことを若干申し上げさせていただきますと、四月六日の総会で特別部会を設置するということとは決定されました。したがいまして、特別部会の中で御議論をいただくということになると、いうふうに考えております。特別部会、さらに有識者も加わった、いわゆる専門委員等が加わった形というのが一般的にとられるのではなく、うかかというふうに考えているところでございますが、

最終的には特別部会が開かれた際にそういった手続がとられるものというふうに考えているところでございます。

それから、先生からお話のありました中で、国

内、国際の問題がございました。KDDとNTTという意味では、NTT法、KDD法というのがございまして、NTTの持つ支配的な力、あるいは国家的な役割、KDDも同じような意味合いにおきまして、KDDは国際、NTTは国内という通信を担当しておりますが、一般の通信事業者につきましては電気通信事業法上はそういう意味の垣根、制限はございません。現実には衛星通信会社で今まで国内通信をやっておりました会社が近いうちに国際通信にも出るということとサービス展開を図るということになっておりますので、KDDとNTTということ、それぞれの会社を除きますとそういう意味の制限はないところでございます。

なお、私もこういったことについて審議会中心に御議論をいただくということでありますが、なるたけファクトファインディングといいますが、事実関係を明確にして幅広に御議論をいただくという体制をとってまいりたいというふうに事務局としての役割として思っておりますし、外国の状況等々も含めて、今先生が御指摘のありましたように、一定の期間の日本のあり方ということを考えて、誤りなきよう一生懸命やっております。

○大森昭君 別に揚げ足取るわけじゃないんだけど、大体好きなんだよね、外国の例だとかなんとかというのがね。外国の例も参考にしてみたいんだけど、余りこだわらないでひとつやってみてほしいと思うんです。

次に、法案ですが、これ賛成しておる法案だからあれなんだけれども、ただちょっとさっきからずっと話を聞いていて、何か七十社ぐらいあるんじゃないかと。資本金が一千万か二千万ぐらいじゃないかと。これは全国を言っているのか東京の近辺のことを言っているのかよくわかりませんが、何か十億円ぐらいの会社をつくるのには全部出しちゃうくないから、まあ三億ぐらい出そうかと。それであと民間に三億ぐらい出してもらって、借入金で四億ぐらいやって、十億ぐらいの会

社なら何とか新しいソフトができるんじゃないかというように、これは失礼な言い方だけれども、実はそういうような感じにとれるんだよね。

本当からいうと、十億なら十億というものが用意されて会社ができるということになれば、一体どういう敷地で、どういう建物で、どういう機械が必要で、どういう人員が入って、大体こういうことで新しい技術の開発をやるんだと、したがって国が三億出すことをここで承認してもらいたいというなら非常にわかりやすいんだけど、何か三億出して下さい、出たらこういうのができますよという話だから、さて本当にできるのかとか、本当に十億かかって何人ぐらい雇ってそれがうまくいくのかなと。

というのは、御案内のように、これ全く未知なものをやるわけじゃないわけだ。今もやっていくわけよ。ただ、小さいから、なかなか資金もかかるから、それから成功するか成功しないかわからぬから国が三億出す、こういうことですから、本当に郵政省が自信を持って構想を出してもらわないと、これ税金ですから、だから我々賛成していいか悪いかわからないのが率直に言うところなんです。まあそう言ったんじやこれは国会の審議にならないから、それぞれ専門家が議論して、これでいこうじゃないかということだから賛成はしますが、その自信のほどはどうですか、自信のほど。

○政府委員(山口憲美君) 具体的にどういう規模でこれをつくっていくかということにつきましては非常に難しい要素がございまして、差し向き現在とこの放送の実態ということを頭に置きまして、どの程度の番組ソフトをつくっていくかというふうなことを想定いたしますと、十億程度の規模の事業ではないかということでございます。

具体的にその十億と申しますのは、ここで買おうとしておりますコンピュータグラフィックスの機器というふうなものを中心といたしまして、スタジオをつくりましますとか、先ほど御説明しま

したような実証の機械とか、そういったものを個々に積み上げて大体十億程度、この程度あればまず差し向き不自由なしにやれるのではないかとということで決めている数字でございます。

私もどなたもいたしましては、こういったものはやはり官民が力を合わせてやっていく必要があるというところでございまして、大体三分の一程度を我々が負担させていただいて、あとはこの会社の努力あるいは民間からの出資、そういうふうな形でやっていくことがやはりこういう事業そのものも活性化していくのではないかとということ、この三億円というものでお願いをしているということでございます。

○大森昭君 さっきの副題じゃないけれども、「ダイナミズムの創出に向けて」という副題がついているんだけれども、もうどうせ本当にやるんならそんな一つぐらいいやなくて、三億の制限があるなら三つぐらいいやなくて、九億でしよう。これから何だかんだいんなこと、マルチメディアの時代だとか高度情報化社会だとか言っているのに、何かみづちいんだよね。まあそう言ったからといって修正案出しているわけじゃないから、いいけれどもね。

それから、十年の話もあつたけれども、岡さんから、十年で果たしてどうなのかということだつて、一応十年一昔と言うから、まさか二十年という提案もできないから十年にしただろうと思うけれども、やっぱり時の流れに従って本当にやるんならやるという形にしないと。

次の質問をしようと思うんですけど、実は今までだつて必ずしもやってないわけじゃないんですよ。何か好きだからね、福祉元年だとか何とか元年だとかいって今にもその年が最高の年みたいなことを言う。これは従来から人材研修センターだとかCATVの関係でも支援していたり、それから去年は番組の素材、あんなのも、あんなのと言ったら悪いか、やってみたり。やってるわけですよ、今までも。

がどのようになっていくかということを我々が聞いて、ああ、あれはああいうふうにならなくたっていいから、じゃ年度のやつも恐らくうまくいくだろうというふうに判断するしかないんだよ、我々が判断するのは、それはそうですよ、未知の世界なんだから。だから、江川さんが今来ているけれども、今までやってきたやつはどうなっているんですか、これは。

○政府委員(江川晃正君) 予算をつけていただきましてやっている仕事は幾つかございまして、先生御指摘のような意味で成果がどう出ているか、目に見えているようなところからちょっと拾って御報告させていただきたいと存じます。

順不同で申し上げますと、字幕放送番組の制作費に対する助成というのがございまして、それは平成五年度から始めております。これは既に平成五年度で三十本弱、二十九本の字幕ができております。それから平成六年度、昨年度では二百本以上の字幕番組の助成をいたしております。その放送の効用を十分に享受しているなというふうに承知しているところでございます。それがその字幕放送の話です。

それから、ただいまお話に出ました番組素材の話、これは昨年法律を通していただきました。やつたところですが、今会社づくりをしておりまして、五月の半ばに、会社の名前は日本アーカイブズという東京アーカイブズというかちよつと正確ではありませんが、そういう番組素材となるようなものを集めて皆さんに貸していくという会社が来月の半ばぐらいにでき上がってオープンするというふうにしております。

それからもう一つ、御指摘のありました人材研修とかCATVの番組素材づくりに貢献するような支援事業はどうなのか、ちよつとあるというふうにお話ございましたが、まさにそこは平成六年度、平成六年の十二月、昨年の十二月に一つが開業いたしました。それから、ことし七年の五月あるいは秋あたりには二つ目、三つ目が開業して人材研修とかあるいはCATVの番組制作に支援する

というふうによつていくということで、いろいろ始まっているところでございます。それなりに我々としては効果が見えてきているなというふう

に思っているところでございます。  
○政府委員(山口憲美君) 先ほど共同利用施設の箇所数の話が出て、一つというのは何だ、もつとふやしたら、こういう話でございました。

差し向き私も平成七年度では一件というふう

に考えております。後どうするかということでは、

ざいですが、実はこの設備というのはさらに研究

を重ねますと恐らくオンラインでここにアクセス

をしてくるという形で、必ずしもここへすべての

方がおいでになつて使うということではなくて、こ

こに回線でアクセスをして利用するということが

可能になつてくるのではないかと、いろいろな、状

況の進展というふうなものを考えましてその設置

箇所数というものを考えていかなきゃいけないと

いうふうなことを考えています。差し向きはことし一

つ。私どもとしてはさらに一カ所程度ということ

という気持ちにはよくわかります。だけれども、五

年先だとか六年先に何をなすべきか。しからは、

よりうまいくくであるというふうなときはやっ

ぱりそれなりに対処してもらわないと、十年とい

うあのときの議論だから十年といつた間に合

わなないときだつてあるからね。だから、どうかひ

とつ、新しいものをつくるわけですからなかなか

そう予想どおりにいかない場合もあるけれども、

一たんやった限りはやっぱりそれを成功させる

と。

郵政省のやっていることはみみっちいじゃない

かということをやつと私に言う人がいたものだ

から、いや、役所の性格でそういうことになるん

でしようと言つておきましたけれども、やっぱり

ていくんだけれども、そういう面の対処というの

を今から十分郵政省も考えておかないとちよつと

問題がある。

実は、大分前に私インドネシアに行きました

ら、テレビが二チャンネルしかないんだ。それ

で、日本はもつといつぱいあるけれどもどうかと

いつて話をしたら、そんなにテレビのチャンネル

があつたって何するんですかと言ふんだよね。い

やいや、そういう国もあるのよ。日本の場合は逆

なんだ。何かもういっぱいあればいいんじゃない

かという人が多いんだけれども、あなたがちやうど

うわけにいかないんだ、世の中というのは。今サ

リンつくつていてる人もいるらしいけれども。

だから、行政的な立場ではマイナス面を、どう

いう問題が起きるかというところを、新しいもの

を開発するといふんでいろいろなことばかりや

つていたら世の中大変なことになつちゃうとい

うことを私は考えるんだけれども、私はちよつと素

人的だから、そんなことはないよということなの

かもわからぬけれども、私が今言つたことで何か

あります。

○政府委員(山口憲美君) 情報化を進めていく際

に配慮しなければならぬ点は多々あると思いま

す。

先ほど御質問ございましたけれども、一つは、

要はこういう情報化について持てる者と持たざる

者という、公平さを欠くような形にならないよう

に、皆さんが等しくこういう利益を、メリットを

享受できるようにすることを目指すという、

いわゆるユニバーサルなサービスができるように

ということが一つございます。

それからもう一つは、こういう情報化の進展に

伴つてさらに弊害が発生する、むしろそのことに

よつてマイナスが生ずるという問題がございます

が、そういう問題についても配慮をしていくと

いうことは大変大切なことでございます。その際

に私どもとして考えなきゃならないのは、一つは

制度面でどういうふうな手当てを講じていったら

いいかということでございますが、この面につき

ましては、現在、通信と放送の融合に関する懇談

会というのを設けておりまして、ここにいるんな

意見を押聴しているというところでございまして、

その結論を得て、必要であれば制度面の手当ても

させていただくということだろうと思つておりま

す。

それからもう一つは、セキュリティ技術の開

発ということが非常に大切でございまして、ネッ

トワークへの不正なアクセスを防止するような技

術、あるいはデータの漏えいとか書きかえとい

うふうなことが勝手になされないような防御技術

ということが非常に大事だといふふうに考えてお

りまして、実はこの平成七年度から五カ年計画で

こういった技術開発も進めていきたいといふふう

に考えているところでございます。

○大森昭君 問題は、番組を流す方と受ける方と

あるわけでしょう。聞くと、何かつけるわけ

でしょう。そうすると、これまた金がかかる。今の

テレビでは見れないんでしよう、この今つこう

としていのは。そうすると、実際新しい番組を

つくるのはいいんだけれども、見る方の立場も考

えてもらわないと。

だから、相互に関連してくる問題だから、私も

技術的には全然わからないけれども、どうか

ひとつ、新しい企画で新しいものをつくっていく

という努力は認めますが、できたものがどう流さ

れるのか、あるいはそういう形の社会になつたと

きどういふ問題が起きるのかという総合的な、単

に法案だけが成立すればいいとかという問題じゃ

なくて、郵政省が全体的な問題について考えて新

しいものを目指していくといふふうにしていただ

きたいと思ひます。何か大臣あります。

○国務大臣(大出俊君) 大森さん、今具体的に何

をやっているかといへば、十一年前に三鷹の、大

森さんよく御存じの北原安定さん時代にINSと

いう実験をやつた。具体的なアプリケーション

というのは十一年前の、これは守住先生も言つて

おられたけれども、あそこでやつてみせたテレビ

が、

今、山口局長が言つた十年間にやつていきたい

が、

私、

私がこういう質問をするのは、せんだつても

キャブテンサービスが何か百万回線ぐらい五年ぐ

らいでできるんじゃないか、ところがこれは十六

万ぐらいいい伸びないで、何か中止するとかしな

いとか新聞に出ていましたね。仕方ないという

か、新しいことですから成功することも成功しな

いこともあるんだけれども。

電話から始まりまして電子図鑑まで含めてずっとあったですね、ビデオ・オン・デマンドから。私、就任をさせていただいて、オーブニングセレモニーというので京阪奈に行つてごあいさつをして回つてみると、余り変わつてないんです。INSの時代と、基本的には同じようなことなんです。ただ、今、頭のさえておられる局長さんたちにはひとつ考えていただけたと思つていんですけれども、あの実験をやつた結果、最近テレビ番組その他で、あの京阪奈の実験はどうなつていかというのをちよいちやつていんです。私はずつと見ていて一時間番組を全部メモして書いてみたんです。意味があるんです。

パソコンなんぞは手がけたことのない奥さんがパソコンをたたいてるわけです。精華町というんですか、あそこにマーケットがある。そこに品物があるんだけど、衝動買いするっていうんです。普通は行つて見てこれを買つと。ところが、パソコンをたたくと七千五百のつまり情報が入つていんです。そうすると、何時の仕入れで何と何と何があると全部出てくる。それを奥さんがたたいてメモしていくんです。それでこれとこれを買つたわになったんです。

それで、奥さん、あなたはパソコンをやつたことがあるのかと言つたら、ないと言つてます。光ファイバーが入つてきてビデオ・オン・デマンドだから、ただでやれるからただでやつてきたというわけなんです。子供も一緒になつて。自然になつちやつた。朝出かける、バスは何時、どこで乗りかえる、乗りかえは何時、どこへ行くのに何時に着く、全部パソコンをたたくと出てくるというんです。情報が入つていて。ビデオ・オン・デマンドもみんながついてるわけですよ。

テレビ電話だけのごく親しい人にしかかけませんと言つたら、テレビ電話をかけるのとすぐ相手の奥さんが出てきちゃう、この辺から。そうすると、頭がくしゃくしゃで、とかしてもないのがばかり出てきちゃうということになると、あら困つたわになつちやつて切つちやうと

いんです。だから、ごく親しい人にしかこのテレビ電話はかけませんと、具体的にやつておるわけですよ。

機器は借りていられるんだけど、じゃ、おしまひになつたらどうしますかと言つたら、寂しくてとてもとても、何か考えなくちゃいけないでしょう。つまり、そこまでなれてしまふ必要があるんです。社会が家庭が受け入れるアプリケーショントもなると。だから、そこに向けてせつかくやつてきたんだから、INSみたいなしないで、こういう結果になつてきているんだというのをやつぱり具体的に出示していかないとけない。だから、ブラッセルの会議でも、国際的にこの種の実験をたくさん、アメリカもやつていけばフランスもやつていけばドイツもやつていけばみんなやつていられるんだから、規模の大小はあるけれども、それを、国際共同プロジェクトというのをつくつて、グローバルインベントリーというのを一番最初にはと据えた。こういう実験を国際的につないで、日本はこうやつていますよ、アメリカはこうやつていますよ、フランスはドイツはこういふことに交換をしながらGIIを進めていこうと。だから、そういう意味で、一は日本が実験をやっているから日本の担当と、こういうことと。

だから、そこを浮き彫りにしながら進めていかないと、今の受番法もそうなんだけれども、何やるかわからぬじゃないかと。わからないんですよ、今の提案の仕方じゃ。だから、そこらところをやつぱり皆さんで前面に出していく必要がある。

長くなつてごめん。そういうことです。○大森昭君 いずれにしても、とにかく情報通信の基礎整備元年だから、守住先生が言うように、どつちかという郵政省の人というのは郵政省の中のことが多いですよ。やつぱり民間の人とか地方の人ともつと交流をして、そういう限りこれだけの新しい時代を乗り切れないですよ、率直に言つて。役所について、役所の中で幾ら本読もうが

勉強しようが、ちよつと困つたときは人を呼んで何か聞こうかとかというんじやだめですよ。だから、どうかひとつこれだけのことを決意してやる限りは郵政省に専門の技術屋も採用しなきゃいかぬですよ。法学部だか文学部だか教養学部だか何屋にはいるけれども、技術系の人というのは建築僕もよく知らないけれども、「いっぱいおるよ」と呼ぶ者あり。いんですか、いっぱい。

ですから、採用のことは言わないけれども、やつぱり交流をしないと、経験をしなないとやつぱりこれだけのものをやつていくことはできないと思ひますから、これを要望して私はこれで終わります。どうも失礼しました。

○中村鋭一君 質問通告はいたしておりますが、大出大臣に今から私感想をちよつと申し上げますので、大臣なりのまた御感想をお伺いできれば、こう思ふんです。

きのう知事選が終つて、東京、大阪で新しい知事が決まりました。早速いろいろな評論、評論等がもう既に新聞、テレビ等でははんらんしておりますが、この知事選の結果について私は、政治家とテレビ、あるいは選挙とテレビという観点からちよつと考えたことがございますので、それをお聞きいただきたい、こう思ふんです。

例えば、当選した青島さんはこう言つていられるわけですよ。都下に公営掲示板は一万三千カ所ある、それにポスターを張る手間というのは大変なものだ、その公営掲示板立てるのに一カ所当たり十数万円かかる。だから、東京都下で十三億円、それにポスターを張ろうと思つと、張る手間賃からそういうものを考えますと、それだけで莫大な費用がかかる。だから、新知事になつた青島さんに言わせれば、もうそういうことはおやめになつたらいかげすかと。もつともつと政治家は、少なくともテレビメディアというものを活用して、自分の全身を有権者の前にさらして自分の信ずるところや政策や識見というものを理解してもらつたにしたい方がいいんじゃないかと、こういう御意見

が一つあります。

それから、これはきよの朝日新聞に出ているんですが、ちよつとこれ興味ある調査をしているんです。「候補者の選挙運動も従来型の効果が低下」とありまして、九日投票の静岡県議選で、投票した人の三八%が告示前に投票する候補を決めていた、告示後に選挙運動を見た上で投票する相手を決めた人は全体のわずか二二%であつた、こういうことなんですね。告示直後には、今度は七割以上の人がどこから情報を得たかといふと、新聞とテレビであつたと、こういうことなんですね。

また、別の評論家によりますと、選挙に入りましてたすきをかけた候補者、それから候補者や運動員が白い手袋をはめて、女性のいわゆるウグイス嬢が金切り声を上げてただひたすら連呼連呼で町中を走り回る、この効果はいかほどであらうか、ほとんどないんじゃないか、こういう意見も一方にあるわけですよ。

少なくとも今回、横山ノックさんあるいは青島幸男さんが大阪、東京で当選されたその一つの理由としては、抜群の知名度というものと、それからやはりテレビメディアというものを十二分に活用し得たということも非常に大きな要素であつた、こう思ふんです。

今のように政党間の組み合わせが非常に複雑化して、垣根がほとんどなくなりまして、政策にこれまた余り違いがないといふますか、少なくとも今回の都知事選でいへば相乗りがいいか悪いかだけが争点になつたようですよ。そうなりますと、結局個人、候補者自身がどれだけ人に知られてるか、その印象がどういふものであるかが非常に決定的な要因になつてくるんじゃないか、こう思ふわけでありませう。

したがつて、そういう点から少なくともこれらの選挙はテレビメディアというものを無視して語ることはできない、このように私は考えます。これ必然的に、だから公選法の改正も含めまして、その問題に我々が直面せざるを得ない時期が

必ず来るだろう、こう思います。

それから、これも当選した横山ノック新大阪府知事はこういうことを言っているんですね。知事室を開放して、新聞記者懇談等も必ず私は絵を入れるようにしたい。要するに、大阪府知事横山ノック氏あるところいつでもテレビカメラがあるようにしたい、それがガラス張りにする道なんだと。だから、記者懇談のときも必ず絵を入れるように私はしたいと思っています。ということですね、いつでもテレビ中継をしたい、こういうことです。

それから、アナウンサーの質問が、ノックさん、あなたは当選してからタレント活動はどうするんですかと、こういう質問に対しては、府民のお許しがあるならば、土、日の二日間は従来どおりのタレント活動を続けたい、こう言っているわけですね。じゃ仮に府民のお許しがあれば、ノック新知事はそういう意思があるわけですから、月一金は知事の仕事をし、土、日は従来どおりいろいろなテレビ番組に出て、いわゆるタレント活動を続ける。

こういうことを考えますと、一つには今言った選挙の問題がありますね。それから、一つには当選した首長さんとか、そういう人が仮にいつでもテレビメディアと接触してタレント活動を続けければ、じゃ四年たつて改選のときにはやっぱりその人が非常に有利な立場に立つ、知名度が余りない候補が出たって現実の問題としてはとてもじゃないけれど全くそれはもう太刀打ちが不可能だ、こう思います。

そこで私は、これは必然的に、テレビと選挙、テレビと政治家というものについて、法改正も含んだ取り組みというものが立法府にも行政府にも迫られる問題だと、こう思います。

だから、その点について私は、これは一つの提言ではありますけれども、朝日の石川真澄さんがきょうの朝刊でこれも提案しているんですが、たしか石川真澄さんだったと思いますが、民放のゴールデンタイムを国の方で買い取りまして、そ

れで候補者に公平に政見を発表する機会を与えるというふうなことも考えられるんじゃないかということがあります。

それからもう一つは、横山新知事が言っているように、これから知事室を開放するんだと、テレビカメラを入れるんだと、それから記者懇談も全部テレビ中継してもらいたいというふうなことから考えますと、我々の国会審議自体もこれは本会議それからあらゆる委員会審議も、もしそのことが可能であり、それについて法改正が必要ならば法を新設あるいは改正してでも国会を国民の前にテレビを通じて開放するというようなことも考えてもいいんじゃないかと、こう思うんです。それにつきまして郵政大臣、もし御感想があればお聞かせ願いたい、こう思います。

○国務大臣(大出俊彦) 今の中村先生おっしゃる選挙との絡みでいうのであれば、私はやっぱりこの場所じゃないかと思っております。いずれにしても、放送法の建前もございしますが、公平じゃないかなめというのが原則だと私は思っております。いかなる形でテレビメディアを使うにしてもそれは公平でなきゃならぬと、選挙という名がつくつかぬにかかわらず、そう思っているんですよ。

ノックさん、青島さんの話、いろいろ出てまいりますが、テレビメディアの中から出てきたような人ですから、だから庶民が知っているのは当たり前前のことで、私も衆議院選挙を十一回もやりましたから、町を歩けば知らない人はほとんどないぐらいで、自分の選挙区に行きますと。人の選挙に行つたて私に手を振るのはいっぱいいるんだから。それは、それぞれの人のそれぞれのやっぱり選挙のやり方というのが私はあると思っ

ただ私は、飛鳥田市長が当選したときに、今お話ししたノックさんと同じことを言ったんですよ。市長室に扉はない、記者会見していつもテレビで知らしていただくと。ところが、社会党というのは市議さんが当時十七人ぐらいいましたか、横浜

市議会の中に。総評系の組合がたくさんありましたが、飛鳥田さん当選したんだけど、市の議会が受け入れないわけですよ。政治的空白ですよ、助役をと言ったって認めないんだから。しょうがないからというので一万人集会を文化体育館で開いて、そっちはそっちでやってくれ、こっちはこっちでやるんだといって、そのうちにどうもそれじゃ空白があり過ぎてぐあいが悪いというのでまとまることになったけれども、そこらも含めて、あっさりいろいろノックさんも青島さんもおっしゃるけれども、まずしばらく様子見なきゃ何ができるかわからぬなという気がしながら見ていたんです。

ですから、今の話でいえば私は、あくまでもやり方はいろいろあるんで、できるだけ公平にテレビというものを使って選挙民の皆さんにそれぞれの候補者の主張その他も含めて知っていただくということは、これはもうこの委員会がどうであれ、お互いに必要なことだろう。感想とおっしゃれば、そう思っております。

○中村鋭一 大臣も、これからは少なくとも選挙の際にテレビメディアというものが有用であると、その活用の度合いが強まるであろうことは、これはお認めになるだろう、こう思うんです。

それから今の、例の本当に世間を騒がせておりますオウム真理教の事件であります、連日のようにオウム真理教の上祐菜を初め、テレビのワイドショー等に登場しているわけです。これに対しては随分批判がありますし、NHKは見識と言えるところとか、ところがNHKはこういう皆さんに放送には登場していただきません。二、三の人にインタビューをしてその編集したものを出している事実ではありますが、これはVTRの再生でありまして、放送の形でワイドショーに出てもらわないということ、NHKはそうしておられるわけです。

私もそうたくさん見ているわけではありませんが、見ておまして、この間、ちよつと名前を忘れましたが、やっぱりオウム真理教の人が、一月十

七日の阪神大震災は新型の地震武器で、どこか国は知りませんが、アメリカとかどこかがあれば武器として地震を使つたんだと、こういう実にべらぼうなことを平気で言っているわけです。それで、例えば創価学会がどうしたとか、あるいは米軍がサリン攻撃をしかけているんだ、こんなことを毎日のようにテレビに出して言わせているというの、これはどう考えても市民として公序良俗に反するものであると私は思わざるを得ないわけですね。

ところがこれ、例えば郵政省の方からすれば、それは放送法があつて、憲法があつて、我々の言及すべきことではないと、もう一口にそう言ってしまうのかと、こう思うんですが、しかし国民の本心に圧倒的多数がこれはおかしいと思うこととあれば、それは例えばその省が所管する法律の範囲内で、そのおかしいと思うことについて何か方法を考へて対処するのまたこれは役所の大事な仕事である、こう思うわけです。

それが即座に、だから憲法改正しろとか放送法の規定を改めろとか、そういうことにはならないかとも思いますが、例えば郵政大臣の談話でこのようなことは好ましくないことであるから民放としては公序良俗に基づいてしかるべき判断をされたいと。それは表現のぐあいはいろいろあるでしょう、手段もいろいろあると思います。というふうな考えもあつてしかるべきかと、私は最近のあのオウム真理教を見てそういう印象を持っているんですが、これについてお考えがあれば。

○政府委員(江川晃正) 大臣の御答弁の前にちよつと事務的なことをお答えさせていただきます。

先生おっしゃいますように、オウムといいますが、そのことに關しましては先生がおっしゃるような意味での意見というのが相当に私たちの方にも参つております、役所としての我々に参つております。

それで、どうしたかといいますが、役所がこの番組はおかしいと決めたような言い方をするのは

私は気をつけなければいけない、そう考えますからそれは気をつけております。しかし、そういう右から左から、あつちからこつちからいっばい入ってきます。それを民放連に対して、こういう意見がありますよ、おかしいと言っていますよ、たくさんありますと。だからこゝは、そういう世の中の意見というのは、これ全部ではないかもしれないけれども現にきているんだから伝えますと、これを頭に置いて放送して、つくってくださというこゝを私の方は事務的にやっております。という行為を事務方としてやっているとこゝでございます。

○国務大臣(大出俊君) 今月の七日ですが、郵政省の記者クラブである程度集中的にオウム真理教問題、つまり放送法というものを所管する大臣の立場でという意味だったんですけれども、いろんな社の方からたくさん意見がございました。私がそれを、これはいきなり、とっさの質問なんですけれども、放送法というものはこうなんだというお答えをしたんですが、これ新聞がいろいろ書いておりました。しかし、私がしゃべったことに對するけしからぬという反論はついに一つもないんです。

それはどういふことかといひますと、いろんな意見が、つまり両方あるわけですよ。何であんな者を出してしゃべらせているんだ、けしからぬじゃないか、国民の感情を無視するのとかという意見。しかし片つ方で、やっぱり真実は何なのかというのをきちつと掘り下げた、意見が違ふんなら違ふで掘り下げた報道が必要だといふ、大きく分ければそういう二つあるんですよ。

ですから私は、そういう意味で、つまりオウム真理教の宣伝に利用されているんじゃないのかというこゝはたくさんあるけれども、それはある、それは事実である。しかし、放送番組そのものについては放送事業者に対して編集の自由が保障されているんだけれども、一方で、意見が対立した場合に、そういう問題については、対立しているような問題についてはできるだけ多くの角度

から論点を明らかにすることともに、つまり掘り下げた対立を国民に知らせるという責任が放送法という法律は放送事業者にそのことを規定しているといふことになっている。だから、この法の趣旨に基づいてまず放送事業者が、こういう意見があるんだから、そして対立するような問題、疑問を持つような問題を掘り下げて報道しろとなっているんだから、その原則を踏まえて報道してもらうと。

目下は郵政省がとやかくじゃなくて、放送法がありますよ、しかもこういう今おっしゃるような意見がたくさん来ていますよ、片つ方にはもつと掘り下げた、突っ込んだ報道をしろという意見もありましたよ、だからそこを放送事業者が踏まえてやってくださいといふことを申し上げてあるんです。各社の皆さん、おいでになりましたから、そう言つてあるんです、とりあえず。

○中村鋭一君 ありがとうございます。では、本法について幾つかお尋ねをさせていただきます。

去年の二月に放送行政局長はハイビジョン放送のデジタル化の発言をなさいました。これは随分あの節は家電メーカー等の反響を生んで、形としては一応撤回といふことになったんですが、ここにはこれだけあの節の資料があるんですが、これは失礼ですが、一局長の発言がこれほどの反響を生んだといふことからすれば実に郵政省が始まって以来ぐらゐの反応であつたと思ひますが、その結果は一応これ撤回といふことだったんですかね、発言を撤回された。郵政省と、それから主としてNHKですが、意見の一致は見るに至っているんですか。その後の話し合いはどうなっているんでしょうか。

○政府委員(江川晃正君) 新聞の記事がどういふふうにかきまわつてしまつては私の手の届かないところでございますが、そのときのことを私は注意深く記憶したり記録したりしたものを見ておりますが、撤回したといふことは私はないと思つております。別にそこは議論にならないですから、

置いておきますけれども。

ただ、郵政省とNHKが今はどうなつてゐるのかといふことの御質問かと思ひますから、その点についてお答え申し上げます。私大きなところでは一致しているといふふうを考えております。具体的に申し上げますと、NHKとも郵政省はいろんな場面でいろんな議論をする場面があるわけでございますが、こゝしの一月二十五日に発表いたしましたNHKの中長期経営方針というのがございます。御案内のとおりです。こゝはこゝいうふうにして書いてございます。「二十一世紀の大きな課題として、統合デジタル放送の実現を目指す」とともに、最終的に、すべての放送についてデジタル方式を導入することを目指します。」とNHKの経営方針に書いてございます。そのことは、将来的にはハイビジョンも含めまして放送のデジタル化を目指すと言明しているところでございます。そういう意味では私は大きな点では一致しておると思ひます。

じゃ、小さいところはどうかといふふうにすぐ御疑問になろうと思ひますが、ハイビジョンに限らず、デジタルの個々のメディアをいづころデジタル化していくのだからかといふことを今いろんな議論をしているところでございます。大体一致しているんですが、ハイビジョンにつきましてはデジタルHDTVの具体的技術がまだ目に見えていないところがございます。その意味で、NHKも郵政省もデジタルHDTVはいつだといふところがまだ答えが出ていないといふところがございます。

そういう状態ではございますが、大きな流れの中ではデジタル化をするんだといふことは一致していると考えているところでございます。

○中村鋭一君 じゃ局長、郵政省としては今おっしゃつたような、幸いにNHKとも基本的には意見が一致しているといふことですから、現在の政策をさらに今後とも積極的に維持推進していく、こゝういふことですか。

○政府委員(江川晃正君) 現在の政策といひます

のは現在のデジタル放送についての政策という意味でございますか。

○中村鋭一君 そうです。○政府委員(江川晃正君) それでございしましたらば、私ももしましてはハイビジョン放送を含む我が国の放送全体のデジタル化といふことは着実に推進していくという方針であるところでございます。そのために、環境整備としまして、技術開発とか標準化の推進とか、周波数の確保とか割り当てとか、通信・放送の融合や著作権に関する法制度の整備などなど、いろんなことを着実に一歩一歩進めてまいりたい、そう考えておるところでございます。

○中村鋭一君 日本はそういうことなんです、海外の現在のデジタル化の状況、そう詳しくなくて結構ですから、傾向的にひとつ国別等であつてゐる範囲でお答え願ひます。○政府委員(江川晃正君) 今九五年でございますけれども、九六、七、八といふか、この二、三年の間に大変デジタル化の動きが固まつてきております。

それで、今、日本は除くとおっしゃいましたから日本を除いて外国だけを申し上げますと、ちよつと長くなりますが、アメリカで申し上げますと、衛星のデジタル放送というのはまず昨年、一九九四年六月からダイレクTVといふのが具体的に商売が始まりました。一つございます。それから地上のデジタル放送というのは、これはATVと言つておりますが、次世代テレビジョンのことで、これにつきましては九六年に規格を決定します。九八年に免許申請を受けます。二〇〇一年にはATVのサイマル放送を開始します。二〇〇一年ごろにはATVだけにしますといふ方針を打ち出しているところでございます。

それからヨーロッパの方で申し上げますと、イギリス及びフランスが、イギリスではBスカイB、フランスはカナル・プラスといふところですが、九五年、こゝしから衛星デジタル放送を開始する予定にしております。地上で申し上げます

と、イギリスのBBCがことしからデジタル音声放送、九七年ですから再来年から地上波によるデジタルテレビ放送を開始する予定です。

それからもう一つ、すぐ隣のアジアで申し上げますと、ことしから香港のスターテレビがデジタル放送を開始します。それから来年から、九六年から韓国がデジタル放送を開始する予定だというふうに、各国がメジロ押しになっております。

最後に一点つけ加えさせていただきますと、このデジタル放送をするに当たりましては、画像の圧縮技術というのがある、それはMPEG2と言っておりますが、これがコンピュータの世界で規格化されましたが、それをITU、つまり通信の世界でことしの二月に国際標準として決定いたしました。というふうに、世界的にデジタル化の動きは九五、九六にものすごく集中してきているところだということです。

○中村鋭一君 この間のNHKの予算案の審議の際にも私申し上げたんですが、私も実はハイビジョン受像機を見ているんですが、もうひとつ番組的にはそうおもしろくありませんし、どういう番組かわからぬのでわかるようにしてくれとNHKにお願いをしたんです。

ここでお願いをしている受信機、これは大体どういうもので、幾らぐらい購入費用がかかると見えておられますか。もし、わかっていれば。

○政府委員(山口憲美君) デジタル放送を今回の法案と関係なく今の放送のまま見るといふことであれば、アダプターをつけるということですからそれほどのあれではないと思いますが、今回私もお願いしていることでちょっと御説明させていただきますと、受信側に必要な装置といたしましては、受信装置いわゆるチューナーとか受像機、テレビでございますが、そのほかに電子計算機、それからアンテナ、専用アダプター、こういうものを受信側でつけないといけない。

そこで、受信装置であるテレビ自体は、調査によりますと、今大体各家庭二台平均ということでは

かなり普及をしているということでございます。それからもう一つ電子計算機、これは具体的にはパソコンが一つございます。パソコンについては大体十から三十万円ぐらいだろうと思われれます。それからもう一つ簡単なもので家庭用のビデオゲーム機というものがございまして、これでも十分機能を果たしますが、これが二万から四万程度の値段だということでございます。それからアダプターにつきましては、この家庭用のビデオゲーム機で既に実用化されているというふうなものがありますが、これですと二万から三万ということでございます。

今御説明をいたしました中で、したがって衛星放送を既に受信されておられる方というのは、いわゆるアダプターとビデオゲーム機というふうな簡単なコンピュータ機能を持ったものをそろえられる必要があるということで、大体五万円以下ぐらいのさらに経費の追加でこういう多様なソフトに基づく番組が見られるようになる、こういうことでございます。

○中村鋭一君 それは案外思いのほか、五万円ぐらいであれば、これだけのサービスが提供されるセットで五万円あればいいなと思えますが、どうですか、郵政省としては今需要はどれぐらい見込んでおられるんですか、もし計画値があったら教えてください。

○政府委員(山口憲美君) 大変つらい御質問でございます。実は今これは立ち上がり期というふうなことになるものから、将来の需要の予測を数値で御説明するというのはなかなか難しいというふうに考えております。

ただ、一つはこういう放送を伝送するそういう伝送路の問題について、既に有線放送あるいは衛星放送でそういうものは技術的に可能になってきているということ、なおかつデジタル放送について、今お話ございましたように、現実のものになってきているというふうなことでござい

ます。それからもう一つは、それを受ける側のパソコン

でございまして、これにつきまして私どもの調査で把握しているところでは大体九百九十万台、これは八九年から九三年の五年間の出荷の累計台数でございますが、かなりの程度普及している。それから、家庭用ゲーム機については、同じように九〇年から九四年の五年間とてみますと二千七百万台が出荷されているということですので、かなり家庭にパソコンあるいはゲーム機というものが浸透しているのではないかとこのように思われます。

それからもう一つ、今度はそういうものの利用の方でございますが、最近ではCD-ROM時代と言われるぐらいROMが非常に先れているということ、それからまたパソコン通信というのも大変普及をしております、いわゆる受け手の側での対話型、メディアに対して対話型で対応するというふうな環境になりつつあるということでございます。私どももいたしましては数値で示すのは大変難しいんですが、非常に強い潜在的な需要があるというふうに考えております。そういう意味では、逆に言いますと、そこに最もフィットしたそういうソフトを提供できるかどうかということがむしろ大きく影響するものがあるのではないかとこのように考えております。

なお、この春から家庭用ゲーム機を利用して受信設備制御型放送番組を放送する放送事業者がございまして、ここでは家庭用ゲーム機のアダプターの販売予定数を二百万台というふうに予定しているというふうに聞いております。

○中村鋭一君 私は昭和一けたでして、今でも家のVTRの操作ができませんから、娘が嫁に行つて、ビデオ予約の仕方がわからなくていつも往生しているわけですが、やっぱりこういうのは我々年配の者にも扱いやすいように、その辺のことをひとつお願いをしておきたい。このごろテレビなんかを買いますと、こんな分厚い取り扱い説明書がありまして、あれを見るのが嫌で、つい先日私も自宅の方にファクスを置いたんですが、ファク

スもこのごろ多機能でして、実に複雑怪奇でわけわからぬというのが私の印象でありますから、こういうふうな新しい機器は業者の方にわかりやすい取り扱い説明書や扱いやすいセットをつくるようにひとつ指導をお願いしたい。

それから、この間、省の方から説明に来ていただいたときに、今おっしゃったソフトですけれども、例えば野球中継がありますね。私はイチローの大ファンなんですが、オリックスのゲームが中継された、その中でイチローが例えば一試合に五回打席に入ればイチローの五回分の打席だけを取り出して、それを繰り返し楽しむということはこれで可能なんですか。

○政府委員(山口憲美君) 大変端的な御質問でございますが、そういうソフトをつくれれば可能だということでございます。そういうソフトというのはまず最初にサービスされるんじゃないかというふうに思います。

このソフトといいますが受信設備制御型放送番組ということ想定しておりますのは、そういう放送局から放送されてきたものをコンピュータの中の一たんためまして、そのためのものの中から受信者が自分の好みのものを取り出して見る、そういうふうなことが基本のパターンでございます。

私がそういうふうに申しますと、もうこの法律は本当は要らなくなってしまうわけでありまして、これから私たちが想像のできないようなすばらしいソフトをつくっていただくということがこの法律の目的でございますので、私がここでこういうソフトの中身を御説明するというのはちょっと矛盾をしておるわけでございますが、イメージを持っていただくという意味ではそういうふうな今先生のおっしゃるような形のものは可能だということでございます。

それから、先ほど使いやすい端末というふうなお話がちょっとございましたが、私も大変そこは大事なことでございまして、究極的には音声で入力できて、コンピュータが音声を認

識してくれるということが一番基本だということ  
で、これはそれぞれの研究者の皆さん方もその  
ところには気がついておられるようである。そう  
遠くない時期に音声でイチャローの何番目の打席の  
様子を出してくれと言ったらばと出てくるとい  
うふうな、そういうふうなこともできるような時  
代になるのではないかとこのように思っております。  
そのときには今おっしゃるような飛躍的に普  
及するのじゃないかというふうに思っております。

○中村鋭一君 それは今聞いただけで目の前が  
ぱっと明るくなるような、音声で取り出しがで  
きと聞いただけでこれはもうぜひものだと思うわ  
けでございます。

それだけに援助をするいわゆるベンチャービ  
ジネス等々が本当に大切なわけでありますが、この  
法案で支援される番組制作会社、これは小規模の  
ベンチャービジネス、この聞いておりますが、こ  
れはマーケティングリサーチ等はなさっているん  
でしょうか。あるいはもう具体的に名乗りを上げ  
ているところはあるんでしょうか。

○政府委員(山口憲美君) この放送番組の制作会  
社というのは大変小さな会社で、正確な把握とい  
うのは大変困難でございますけれども、私どもが  
把握しているところでは、会社の規模というのが  
大体一千万円から二千万円程度というふうな会社  
でございまして、そういった会社が大体二百社程  
度あるんじゃないかというふうに思っております。  
また七十社の方々が団体をつくって、独立して  
やっております。いろいろの障害というふうなものに  
ついていろいろ検討されているというふうなことで  
ございまして、そういったものについても私ども  
いろいろお話を聞きましてこういう施策を講じて  
いるということでございます。

いずれにいたしましても、今二百と申しまし  
けれども、こういう施策を通じてあるいは全体と  
してこういう方向に動いていくということによっ  
てさらに多くの方々が入参してきていただけるの

ではないかというふうに考えておられて、二百  
というあたりをベースにこれから飛躍的に発  
展させよう、こういうふうなことでございませ  
う。

○中村鋭一君 最後に、これはお願いでござい  
ますが、今おっしゃいましたけれども、大阪で私の  
知人が比較的大きな番組制作会社をしております  
が、社長は随分新しいやり方で、ニューメディアな  
か新しい媒体ができると必ず、うちの会社が炭焼  
き小屋になったかなわぬ、こう言っていて、何でも  
手を挙げてとりあえず参加をさせてくれという人  
なんです。

なので、今回のこの臨時措置法案につ  
いては、この間合つてこうなんですと言いまし  
たら、へえ、そんな法律ができますのか、こう言っ  
て実にびっくりしておつて、それはぜひ参加をさ  
せてもらわねえかぬなと言っておつたんです。

だから、もっともつと郵政省としてもPRを  
せつからこれは全会一致の賛成で成立するわけ  
でございますから、(予定なんです)と呼ぶ者あ  
り。そうですか、これは失礼いたしました。今後  
ともひとつそのPR方もよろしくお願いを申し上  
げておきたい、こう思います。

○政府委員(山口憲美君) 御指摘いただきま  
して大変ありがとうございます。PRに積極的に取  
り組むようにしてまいりたいと思っております。

特に、先ほど申しましたソフトの制作者団体、  
それから通信・放送事業者団体等を通じて周  
知を図るとか、あるいは今シンポジウム等も開い  
ていきたいなと思っております。こういう法律  
をつくっていただいたということでございます。  
で、これを契機にぜひそういった周知にも力を入  
れていきたい、こういうふうに考えている次第で  
ございます。

○中村鋭一君 終わります。

○栗森喬君 私の方からこの法律の目的、制定を  
した経過をちょっとお尋ねしたいと思つていま  
す。

といいますのは、臨時措置法といえどもかなり  
重要な中身でございますが、従来、政府が新法を  
つくる際には、ほとんど審議会が何かの議論を  
煩わしながら立法の根拠にされていると私思いま

す。今回は突如としてと言われないが、そういう  
手続を省略してこのようなことをしたのは何ゆえ  
なのか。といいますのは、何となく必要性に至る  
経過みたいなのは私もわかつておるつもりでござ  
いませうが、例えばこれはいわゆる民の方から声が出  
たのか、官の側からそういういろいろな高度情報通  
信社会とか放送社会の中でこういうものの必要  
性を考えて出されたのか、ちょっとその辺の根  
拠がまいまいでございませうので、お尋ねをしてお  
きたいと思つています。

○政府委員(山口憲美君) 今回の法案の提出に  
至った経緯というふうなことでございませうが、一  
般的にネットワーク化の進展に伴いましていわゆ  
るマルチメディアソフトというふうなものが大変  
注目を呼びまして、新しいビジネスの分野がそこ  
にあるというふうなことで、会社がここ二、三年  
急速に設立されてきているというところでございま  
す。

そこで、そういう団体の皆様方が、一つ一つ急  
速に設立はされているけれども経営基盤というも  
のがなかなか十分でないというふうなことで、そ  
ういったいろいろな問題を解決していく必要がある  
というところで団体をつくられたというふうなこと  
がございませう。そこで、そういう団体の皆様方が  
どういうふうにしてこの隘路を開いていったら  
いいだろうかというところでいろいろ検討をされ、  
そしてみずからその努力をされようとしておら  
れますが、国にも、我々にも応援もお願いしたい  
というふうなことを言つてこられまして、そう  
いったことが一つ背景としてございませう。

それからもう一つは、私どもの電気通信審議会  
で五月に答申をちやうだいしておりますが、そう  
いった中でもこれらのマルチメディアを育てて  
いく際にソフトの開発ということが非常に重要で  
あるというふうなことの指摘がございませう。私ど  
もとしても、これからマルチメディアというふう  
な高度情報通信社会というものをつくっていくこ  
ういう立場からしますと、こういった皆様方の声  
に積極的に耳を傾けていく必要があるというふう

に考えて対応策を検討したということでございます。

そこで、具体的な内容としては、これまでも  
御説明しておりますけれども、そういう声の中か  
ら大事な部分を三つほど選びまして、債務保証の  
問題、それから施設の共同利用の問題、それから  
情報の提供の問題、この三つについて国として必  
要な措置を講じていく、こういうことでこの施策  
をとったということでございます。

なお、この施策は政府全体としても推進本部の  
基本方針の中に盛り込まれておりまして、そういう  
趣旨に沿う施策になつていくというところでござ  
いませう。

○栗森喬君 私、これ以上ここで余り突つかか  
つていもうがなから申しますが、電気通信  
審議会の答申はソフトの開発が必要だと書いてあ  
る。政府が金を出してやれということとは書いてな  
い。何となくそういうあいまいな根拠で官と民が  
一体で果たしてやっていくのかどうか。私、団体  
のことも申し上げたいと思うのは、中小ベン  
チャービジネスでしよう、すべての人が政府のそ  
ういう金を出してもらつてそんな会社をつくつも  
らつてと、私はそんなこと意見しているとは思わ  
ない。ベンチャー、いろんな小さい会社というけ  
れども、バックは大きな資本のところもあります  
よ、いろいろありますよ、団体の中のそれぞれの  
企業を見たら。

私は、そのことについて、この種の立法の根拠  
についてはやっぱりもう少し社会的背景みたいな  
のをきかんとしないと、何か問題がある問題があ  
ると言ふけれども、助成の仕方としては果たしてこ  
れでいいのかどうかという意味で私は指摘をいた  
しました。

そこで、次の質問に移ります。

何で株式会社にしたのか。何でそんなことを言  
うかといふと、今特殊法人を減らすのに大騒  
ぎしているわけですね。法律をつつくれば必ず一  
つの団体ができる、会社ができる。そういうやり  
方が果たして今の行政改革をやらなければならな

いという流れから見ても適切なものかどうか。

といひますのは、私も図面、郵政省の説明の書類を見たんですが、通信・放送機構というのがあるんですよ。これの中にこういう組織をつくることは可能です。なおかつそれでも株式会社です。これは政府が産投会計から三億出すと、三億で足りないから民間から受けるから株式会社がいんだらうと言われども、本来株式会社という性格からいくと、そういう公的な資金の出資金としての出し方の問題、多少私ははじめがなんだろうかとはいふには思いますが、今回、あえて私流に言わせれば、例えば制度融資にかかわる保証も通信・放送機構の中でやるはずでございます。そうすると、この株式会社目的というのは、いわゆる今回の趣旨から見ても、それから行政改革の中でいろいろと組織が肥大化すると官と民のあり方が問われているときに、郵政省としてどういう理解と認識でこの立法に当たりましたか。

○政府委員(山口憲美君) 今のお話の新社というのは、いわゆる共同利用施設を保有をいたしまして、そこでサービスをして料金をとってやっていく、こういう会社でございますが、これにつきましましていろいろ助成の仕方というものを検討しております、一つは全くそういうものをなしで例えば税制面で支援をするとか金融面で支援をするとかという方法が一つございます。これは必ずからそういう高価な施設というものを購入ができるというふうなところまで育っている、あるいはそういう場合に助成措置が講ぜられるということになります。

ところが、このケースの場合には共同で物を持って提供するということが、まだそこまでの段階だということでありまして、そういうものをこの十年間面倒を見るという形にしよう。その際に、やはり国が直接やるということではなくて、官民が一体になってこういうものを育てていくということが必要だろうということでございます。な形の措置をとったということでございます。○栗森審君 余りこんなところで大演説して申し

わけないけれども、官と民が一体になってすべてやるべきかどうかというのは、この間の規制緩和であるとか行政改革の中で一番問われているものだ。郵政省さんとはかく官と民と一体で会社だ。通信・放送機構から制度融資でそこに金が行くわけだ。今仮に出資三億はしないと。そのときに民間で出資する前提でしよう、これ三億同額がいいというふうには私はお聞きしておるつもりなんだけれども、そういう出す条件があれば、それは通信・放送機構から別の意味で低利の制度融資をやることは可能でしょう。

これは私の理屈だから、なぜ二つの方法、あるいは三つの方法がある中で株式会社構想でこの種のもの——私はこの間もちょっとNHKの問題で言ったけれども、何となく行政改革だとか省力化というNHKならNHKが子会社をつくる。それで、いろんなところがそういうふうにして機能を分散していく。一つの法律ができれば一つの団体ができるといふこの種の立法のやり方というのは、ある種の立法する側の基本的な姿勢の問題だけれども、現行あるものを活用すれば私はこれは可能な範囲ではないか、こういうふうには思っておるんです。それにもかからず郵政省がこうした理由をもう一度お尋ねしたい。

○政府委員(山口憲美君) 再三同じような御説明になって恐縮ですが、こういうたいわゆるサービスを提供する機関というものは必要であるというふうに考えます。

ただ、これにはいろいろ私どもも御指摘の点も十分に考えなきゃいけないというふうにお聞きして、一つは十年というところで期限を切つて、これを未来永劫続くようなものではないというふうにしよというところで期限を切つていくことが一つ。それからもう一つは、先ほどもちよつと御説明させていただきましたけれども、具体的にいつの間には既存の何かこういう施設というふうなものがあれば、そういったものと併設をするということを考えなきゃならぬべく経費のかからない形でやっていきたい。こういうふうなこ

とで、私たちもこれはやらなきゃいけない、しかしいろいろな御指摘もある、そういうもののざりざりの中で一番効果の上が方法というふうな配慮をしているということでございます。

○栗森審君 今回はこの流れを私は認める立場ですが、やっぱり官のこの種の会社の出資、あり方、産業の育成の仕方については私は官と民の役割は違ふと思ふんです。官民一体でそこに集まった人たちはそれで対応できるけれども、例えば今度の制度融資も全部の会社が申し込んだら必ずできるということだったらとてもないほどみんな会社をつくりますよ、それもできないんだから。私は、原則いわれる市場を開放した前提でやらなかつたら活性化できないとかなんとか、さっきほかの話で聞きましてしたが、過渡的な段階といえどもこれからこの種のことはいろいろ出てくるはずでございますが、今後はそういうことも十分配慮をしてつくっていただきたい、こういうふうには私は思っているところでございます。

そこで、そのことと関連をして今度の法律を見ると、三条は制作を促進するとか誘導するたために計画をつくれと。その次は何かというと、四条、五条で認定、許可なんです。私は、ちよつとおかしいんじゃないかと。計画をつくるのはいい。計画をつくつたら金も出さずから認定しますよ、許可しますよと、許可可行政じゃないですか。

私は、本来この分野はかなり自由な競争をしていかないと技術水準の向上だとか商品の開発が余りうまくいかなんじやないかなというふうにお思っている一人です。ですから、三条で促進する、こゝまでは私はいいと思う。法律をつくるんだから計画を策定するというのはいいと思う。しかし、認定と許可のあり方、これはどういうふうにお考えになるか。これはこの後省令なり通達をつくられるはずでございますが、私が言った意味のことにはならない、こういうふうには私が認識して結構でございますか。

○政府委員(山口憲美君) これは認定というふう

な言葉で書いてございますが、こういう同じような仕事をこの法律でなくて、こういう同じような仕事と申しますのは有償で制作者に対してこういういろんな機器を利用させるというビジネスというの、これは勝手に自由にやれるということでございます。

ただ、この会社につきましては、国からこういうふうな形で一定のメリットを得るといふ性格を持っている。そのために、例えばどこかのこういう関係ない会社だったら自分の系列の会社の者だけにしか使わせないと、そういうことございませうが、この会社についてはそういうことでなくて、広く一般にあなたにでも公平に使ってもらうという必要があるということでございます。そういった意味合いになるようにこの会社をつくつていただくという意味合いでこういう措置をとっているということでございます。

○栗森審君 何となく聞いておつたらそうかなと思ひますが……

○政府委員(山口憲美君) 全くそのとおりでございます。

○栗森審君 ちよつと待ってください、これは私は行政の側に対して意見を申し上げているんだから。

金を出して計画をつくつたんだから認定したり許可するのは当たり前だという、そこに私は、官と民の役割というの、そういうことを含めて官と民の役割というの、もうちよつと競争を活性化するためのことはあつても、こういうやり方は本当に実証して、また検証する機会があつたらお互いがしなきゃならぬ問題だと思ひますが、今後の問題としてそこはちよつと議論としては保留しておきましょう。

それからもう一つ、さっきアダプターをつければ五万円ぐらいで済むというけれども、インテレビができた、もう内蔵型が出るんですよ。コストはやっぱりアダプターやつても結構高いんですよ。そうすると、映像を買つてもこれ以上進歩しないだろうと思つていたらまた新しいのが出て

くるといふこともあるんで、この種のアダプターなどの、これは私は通産のマターかなというふうに思うんですが、できるだけ低価格で入手できるように、これはむしろ行政の側が積極的に発言をしてそういう価格形成になるように努力をすべきではないか。五万円と言いますが、今五万円が普通のテレビなんか売ってるとんです。今度のインテレビは当初は高いけれども恐らくまた低価格になりますから、その辺はやっぱり価格の段階で十分配慮をするような施策とか対応は考えておられますか。

○政府委員(山口憲美君) 新しいこれからいろいろなマルチメディアの時代ということで、多様なサービスが登場してくるということで、それに対してどういふふう利用される方が選択をされるかということとは非常に大きな問題でございます。行政の立場としましては可能な限り周知とか御案内というようなことはしていかなきゃいけないと思っておりますが、ただ基本的には消費をされる方が選ばれる問題だといふふうに考えております。

そして、そこで利用される機器類につきましてそのコストダウンをというのはおっしゃるとおりでございますが、基本的にはやはり私はソフトというふうな思っております、そのソフトが非常に普及をして多くの方が利用されればおのずとそこにコストのダウンが起ってくる、こういうことであります。私もとしましては、この法律を出させていただいている立場からいたしますと、今回のこのソフトというものが飛躍的に伸びてくれることが全体として利用しやすい環境にもつながっていく、そういうふうにも考えている次第でございます。

○中尾則幸君 中尾でございます。

先ほどから本法律案について詳しくいろいろ質疑がありましたので、私も重複を避けまして何点かに絞ってお尋ねを申し上げたいと思っております。感想から言えば、マルチメディアソフト制作支援の本法律案でございすけれども、資金調達の

面、それから何よりも施設面の共同利用、これは大変重要なことだと思っております。あるいは情報交流の場をつくる、これについて私も賛成の立場でございます。きょうは、この法律案に関連しましてデジタル放送の重要性について、あるいは放送方式の転換について、そしてもう一つはデジタル放送導入の展望について、この三点に絞ってお伺いしたいと思います。

先月二十九日でございますけれども、郵政省の放送行政局長の研究会でありますマルチメディア時代における放送の在り方に関する懇談会の報告書が出されました。この懇談会の一年間にわたる論議、そして結論は大変大きな注目を集めてございました。といいますのも、近い将来の本格的なマルチメディア時代に向けてアメリカやヨーロッパがデジタル放送の早期導入に努めているという国際的な競争の中で、先ほど江川局長から御説明あったばかりでございますが、日本としてもここでしっかりとしたデジタル放送導入のスケジュールが固まるんではないかと私自身も大変期待しておったところでございます。

しかし、内容をちよつと見てみますと、国際的な情報通信分野の最も重要な構成要素でございます放送の分野でのマルチメディア化、デジタル化の展望が御存じのように両論併記、特にハイビジョンの問題については両論併記になっておたりのしまして、大変いま一つはつきりしてないなというのが私の感想でございます。

まず、デジタル放送の重要性について、郵政大臣に御質問申し上げます。

このマルチメディア時代における放送の在り方に関する懇談会の報告書では、その冒頭でなぜ提言するかという目的が述べられております。ちよつと時間がございませんで、はしょっていきます。その中の一部を御紹介しますけれども、「放送に関連する技術の発展の中で、デジタル技術は、我が国の放送を含む情報メディア、情報産業全体の発展に大きく寄与する基盤技術であり、放送の将来展望を得るに当たり、放送のデジタル

化の在り方を明らかにすることは最も重要な課題の一つである」、こううたつてございます。

大出郵政大臣の基本的な政策姿勢、たびたび私も伺っておりますけれども、マルチメディアの推進に大変尽力されているというふうに私は理解しております。その観点から、マルチメディアに不可欠と見られていたデジタル放送導入について、大臣の姿勢をまず伺いたいと思います。

○国務大臣(大出俊君) 中尾さんが今おっしゃっているのはここにあって、しかも両論併記、七名の方、六名の方に分かれてるんでありますけれども、地上波のデジタル化というのはどこも成功していません。しかし、デジタル化それ自体がなかなか難しいんですね。ですから、どうしても飛躍になりますけれども、来るべき二十一世紀には技術革新を背景として、これはもう当然のことですが、映像、音声、データなどの情報の自由創造、加工、発信できるマルチメディア時代の到来する、これは間違いないことでございます。それを実現するための基本的、共通的な技術がデジタル技術である、こういう認識になる。

そして三番目に、だから郵政省としては、我が国のマルチメディアの発展の中で、放送がその中核的メディアとして一層大きな役割を果たしているように放送全体のデジタル化を早期に進めるべきことを踏まえて対応していこう。さつき局長も言っているNHKのことでもありますけれども、言うところいろいろありますけれども、こういうところらでいくというふうにお答えするのが一番いいんじゃないかと思っております。

○中尾則幸君 大出大臣の姿勢は、来るべき放送・通信の融合、これは通信だけでは単独で成り立たない、マルチメディア時代というのは言うまでもなくまずデジタルである、それからネット

ワークである、インタラクティブいわゆる双方向性である。また、先ほど言った端末の使いやすさとかアプリケーションの問題もございすけれども、そういう意味で私今回の法案というのは一つの先駆けになるだろうと思っております。

時間もございせんので放送方式の転換について、これは先ほどいろいろ各先生方からも御質問ございました。前回私は質問したんですが、テレビは簡単に五万円だとか言いますけれども、放送方式がえらく今、私自身もよくわかりません。テレビ局出身でございますがわかりません。

そこで、放送行政局長にお伺いします。今回の報告書ではデジタル方式、ミューズ方式などのいわゆるテレビの放送方式の導入問題が最大のテーマとなっております。しかし、この問題が一般の国民にとって大変わかりにくい。今回、この新しい受番法のあれがどう受けていくか。さつきアダプターの問題を言っていますけれども、これは国民がどんなテレビを買ったらいいか、大変面倒くさい。現在問題となっておりますデジタル方式にしてもミューズ方式にしても、今までは全く異なる放送方式なわけでございます。

私も今持っているのはNTSC式、いわゆる一般の方式なんです、三台あります。それでデジタル方式は見られないんです。それからもう、今BS4に先駆けて試験放送をやっているハイビジョン、これも見られない。これについてテレビの買い換えは莫大に費用がかかる。

この方式の転換について、放送行政局長、どう理解されているか。あるいはここで国民にわかりやすい、基本的には何年にはデジタルだ。いろいろ先ほどお話ありました。両論併記でいろいろな問題もございす。例えばNHKとの開発、それから郵政省もハイビジョンを後押しした、いろいろわかっていきます。しかし、国民にとってやっぱり利用者が一番やりやすい、わかりやすい、負担のかからないというのは大変大事な

問題だと思ふんですが、それについて一言御答弁願います。

○政府委員(江川晃正君) 先生おっしゃいますとおり、負担を国民にどんなにかけさせて何かをやっていくというのはいい話ではないというのはいくおっしゃるとおりでございます。それで、ひとつ今私が視聴者の立場に立ちまして、今日の前にテレビがあります、このテレビを見ている人がいろんなことが出てきたらどうなるんだろうかという目でちょっと申し上げさせていただきます。

まず第一に、デジタル放送が導入されるということは、今の先生おっしゃいましたNTSC方式、アナログ方式を直ちにやめましてというところではありません。必ずデジタルとアナログで両方でやっていく。これはサイマルと言っていますが、サイマルでやりますということです。サイマルでやるということは、今持っている自分の受信機に対してアダプターをつければデジタルが見られるようになりますという構造にしていっていくというふうになります。

あとBSでもCSでも、アンテナは当然必要になるわけですが、チューナーをつけたらあるいは音声多重とかというまたアダプターをつけるというところで、自分が今持っているものをベースにしてちょっと足していくという構造でやっていくというのが基本でございます。そういうことで、テレビの放送方式をいろいろと導入していきたいというのが現実でございます。

○中尾則幸君 今、中村先生からチューナーだらけになる、アンテナだらけになるという、それも一つのお話なんです。テレビを買い換えれば電機メーカーというのは当然商売になるわけですが、これも、国民にとってもやっぱり家計へ及ぼす影響というのは重大だろと思うんです。

日本のテレビ放送の歴史四十二年、私も二十数年ソフトを制作してきました、初めフィルムで始まって、それからVTRのアナログ、それからデジタルも一応経験しております。しかし、こ

んなに技術革新が進むと私自身も思っております。こういった放送方式、これは技術革新の中です。私は局長をいじめたり大臣をいじめるのは本意じゃございません。今回のデジタルに対する取り組みは僕は大変評価をしているんです。しかし、やっぱりここで整理をしてほしい。余りにも技術革新が速いけれども整理をしていただきたい。

御存じのように、カラー化したときでもこれは普通のテレビで見られたんです。私もその転換期にいました。ただいまカラーで放送しています、カラーを見たい人はカラーテレビを買えばいいんです。お金のない人はじつと白黒で見るといいう時代があったわけなんです。今回これは二度の大転換になるわけですが、それについて言ってみれば利用者に対する負担をどうしていくか。それから基本的にはもうちょっとわかりやすく僕はした方がいいんじゃないかなと思っております。大臣それから放送行政局長の御意見を改めて伺いたいです。

○政府委員(江川晃正君) 事務的なことをお答えさせていただきます。いろいろな方式が出てくることについていま少し整理をしろというお話は全くおっしゃるとおりかと思ひます。そういう意味では、これを国民の目から見て導入ということが将来の見通しが立てやすいようにわかりやすい情報を提示するということが我々の仕事じゃないかと考えます。

そして、このためにCSデジタル放送とかE DTV IIとかいろいろな放送のことを言っております。そして、そういうものについてどういうアダプターをつけたら見られるようになるのかとか、そういうような新しい放送サービスのメリットを十分に得るためにはテレビ受像機を買い換える必要があるのかアダプターでいいのか、あるいはそういうサービスがいつ導入されるのかというスケジュール、そういうようなものを国民の皆さんに提示することによって自分のテレビの買い換えどきとどう合わせるかということをお断りしていただ

く、そういうような情報をいろんな機会をつかまえて提供するということが私たちが大事ではないか、そう考えているところでございます。

○国務大臣(大出俊君) テレビが世の中に出てきたときなんというの、テレビを買った人の家の塀の下からのぞいて、ちやうど皇太子の、今の天皇の御成婚のときなんか大変な騒ぎですよ、あの家が買ったなんというたら押しかけて。だから、これは大変なことです、テレビが世の中に出てきたときは、カラーになったときは大変な騒ぎじゃないんです。金ないから白黒でもう少し我慢しようとい

って見ていられたんだから。ハイファイニション、今のハイビジョンもそうだけれども、きれいな画質というのはい体何だと。きれいな過ぎて、世の中にあるぶ壊れた家を映したてきれいに映っちゃうんですからね、テレビというのは、そうすると果たして大変革なのか、これも。大変革だったら借金、質に置いても買おうということになりますよ、これは国民の選択なんだ。

だから、そういう意味でいうと、やっぱり行政の側というのは、今お話があったように、情報をできる限りおわかりいただけるように提供して、選択するのは国民の皆さんで、淘汰されていって消えてなくなるのがあるのは当たり前ですよ。そこまでだろうという気がするんですね、私は。そこから先は言わぬことにします。

○中尾則幸君 もう時間が何分もございません。あつという間に時間がたつていまして、通告したデジタル放送導入の展望について、最後に一言。

来年からCS、通信衛星とCATVではデジタル放送がスタートする。それから現在のNTSC方式のテレビ、このほかにCSテレビ用のデジタルテレビというんですか、いろいろなものを買わなきゃいけない。このことについてはもうくどく申し上げません。ちやうど整理をしていただきたいなと思っております。最後に、その整理とともに、

先ほどから問題になっておりますハイビジョンの問題については、NHKのあれもわかります、それから電子工業会の意見もわかります。それも両論併記でいろいろ今の中でのいかなきやいけないというののわかりますけれども、先ほど申し上げたように、内部の今まで三千億円を投資したからとかそういう問題じゃなくて、それは大層観に立つて私は進めていたんだと思います。時代は物すごく速くなっているんです。私が二年前にこの委員会でもデジタルの問題を、ミューズは世界の孤児になるといふ話をしたら、実際にもう二年後にこうなっているわけです。ですから、ぜひともその点を今回のこの受番法の精神を生かしながらやっていただきたいなと思っております。

もしありましたら一言ずつ御意見をいただきます。私の質問を終わります。

○政府委員(江川晃正君) 先生のおっしゃいますことは、全く私はそのとおりだと思います。意を体してやっていきたいと思ひます。

○国務大臣(大出俊君) BS4のaを上げたら次にbを上げなきゃいかぬというふうなことになるんですけれども、十年もつとすると十年間それじゃそのままでいくのかということになるでしょう。BS4のaを九年に上げると、決まっていはいないんでしようけれども、次に十一年に上げるとすると二十二年までそのままでしょう、これ。それでいいのかなという気が私は今でもするんです、それは。だから、そこは前からもう言い過ぎぬように最近では気をつけているけれども、そこはやっぱり真剣に取り組まなきゃいかぬ時期だというふうには思っています。

○中尾則幸君 ありがとうございます。

○河本英典君 最後の質問になりますが、実は基本的な質問を準備いたしまして、答えを岡先生のときの質問なんかで随分聞かせていただいたわけで、申しわけないんですが、総括の意味とともめの意味を込めまして、簡単に省略していただいても結構でございますので、ちやうど重なるかも

しれせんけれども改めてお答えを願いたいと思  
います。

二十一世紀に向かって活力ある社会を構築して  
いくためには、高度な情報通信基盤をベースとす  
るマルチメディア社会の構築が不可欠であるとい  
うことはきよまの皆さんのお話で出尽くしたわ  
けでございませう。マルチメディア社会構築のため  
に光ファイバー網や衛星通信といったネットワー  
クインフラのみならず、そのネットワークインフ  
ラ上でのアプリケーション、情報ソフトといった  
ソフトも大変重要であるということは先ほどから  
のお話のとおりでございませう。これについての郵  
政省の見解と取り組みについて伺いたいと思  
います。

○政府委員(山口憲美君) 昨年の五月でございま  
すけれども、電気通信審議会から「二十一世紀の  
知的社会への改革に向けて―情報通信基盤整備プ  
ログラム―」ということで今お話しした内容をいた  
だいたわけです。その中で、ネットワークワー  
クインフラだけではなく、いわゆるソフト、ア  
プリケーションを含めた総合的なものとしてこれ  
らを一体として整備する必要がある、こういうふ  
うに提言されているわけでございます。

また、政府の高度情報通信社会推進本部の基本  
方針におきましてもこういう考え方が明記をされ  
ておりまして、情報通信インフラの総合的整備と  
いう原則のもとで、二〇一〇年の全国整備に向け  
まして、二〇〇〇年までを先行整備期間として  
ネットワークインフラやソフトの総合的な整備を  
図ることになっているということでございませう。

そこで、平成七年度の予算におきまして、公共  
投資重点化枠というものを組みまして、これで二  
十三億円、さらにその他のものも合わせて三十億  
円を確保いたしまして、医療、教育、行政といっ  
たいいわゆる公的分野のアプリケーションの開発、  
導入を図るといふような観点から、自治体ネット  
ワークの整備事業などを推進しようというふう  
にしているところでございませう。

また、今回の法律によりまして、いわゆるビジ

ネスとしての芽が出始めていると思われまます放  
送分野のマルチメディアソフトの振興を図ること  
によって、さらにそういったアプリケーション分野  
の充実と寄与していきたいというふうな考えで  
いるところでございませう。

いずれにいたしまして、広帯域ネットワーク  
インフラとそれに対応したアプリケーション  
インフラあるいは情報ソフトを一体的に整備を図  
ることによりまして高度情報通信社会の構築に貢  
献してまいりたい、こういうことでございませう。

○河本英典君 本場にアプリケーション、ソフ  
ト、ソフトばかりでございませうけれども、その重  
要性は大変なことであるということは認めること  
でございませう。

先ほどからお話がございませうのは、その制作、  
普及について先進国といえますかアメリカなんか  
から比べておこなわれているという話はよく出るん  
でございませう。その辺の我が国におけるソフト作  
環境の問題点につきまして郵政省はどのような認  
識に立たれておられるのかということをお聞き  
したいと思います。

○政府委員(山口憲美君) ソフトを制作する産業  
でございませうが、これまでもちよつと御説明さ  
せていただきましたけれども、これは非常に新しい  
産業でございませう。そのために、技術とか市場  
に関する情報が不足しているという問題が一つご  
ざいませう。それからもう一つは、非常に人的資源  
に依存をするという業態だということのため  
に、いわゆる物的な担保力が乏しいということが  
一つございませう。それからもう一つは、金融機  
関自体の方もこういった分野についての審査ノウ  
ハウが不足しているというふうなことがございま  
して、いわゆる制作資金の調達に困難を伴ってい  
る。それからもう一つは、最先端の制作機器を用  
いなければならぬために設備投資負担が非常に  
大きいという背景もございませう。

そのために、我が国の今の実態がどうなってい  
るかというところでございませうが、大企業のいわ  
ゆる下請的な傾向が強くなっているというところ  
でございませう。

ございます。もっと端的に申し上げますと、懸命につ  
くってもその著作権等いわゆる知的所有権、そう  
いったものが自分のところの手元に残らないとい  
うふうな形になるケースが非常に多いございま  
して、そういう意味では制作者の意欲とか能力  
の発揮というふうなことの阻害要因になってい  
るというところでございませう。そういう意味で、や  
はり独立してやってくれるような形にまで高めて  
いく必要があるというふうな考えでございませう。

そこで、こういった問題点を解消するというふ  
うなことで、こういった会社をつくっておられま  
す制作者の皆様方が団体をつくられて、そし  
ていろいろな問題点を検討されて、そして民間の皆  
様方独自でもこういった問題の打開に取り組もう  
とされているところでございませうが、私ももち  
ろ手伝いすることがあればお手伝いをするというこ  
とで、今回この法案の形で三点から具体的な施策と  
してお手伝いをしよう、こういうことになっている  
次第でございませう。

また、これだけでなく、ソフトの制作設備の  
充実でありますとか、映像ソフト等の素材のス  
トックの充実でありますとか人材の育成とか、い  
ろいろなソフトをめぐる問題については解決をしな  
きゃならぬ課題が指摘をされておりますので、  
そういうことも研究をしていきたいというふう  
に考えている次第でございませう。

○河本英典君 先ほどから聞かせていただいてお  
ると長い話なんですけれども、聞かせていただい  
た中で新産業、こういうとらえ方をされておられ  
て、その辺が非常に大事ではないかと思うわけで  
す。聞いておられますと、中小であるとか下請であ  
るとか、それから非常に金融的に弱いとか、そう  
いうネガティブな話が多いんですけれども、私は  
それは新産業として見た場合に非常に大きなそ  
野の広がりが出てくるのではないかと、そういう  
逆に期待する面があるので、そういった意味の促  
進というのをねらっていただきたいというふう  
に思っておりますので、郵政省としてどのような効果という

のを、今おっしゃったようにその面での効果はあ  
るんではないけれども、今申しました新産業とい  
うかそういった広い意味での効果というのは期待  
されておるんではないかと。

○政府委員(山口憲美君) いずれにいたしまして  
も、これからマルチメディアというふうな社会あ  
るいは高度情報通信社会というふうなことを想定  
して見ますと、いかなるアプリケーションという  
分野を考えましても、どうしてもここで提案を申  
し上げているようなソフトの制作者というものに  
依存せざるを得ないというところでございませう。  
したがって、これを産業としてとらえますなら  
ば、この産業が繁栄するといえますか栄えるとい  
うことがやはりマルチメディアに非常に大きくか  
かわりを持つということだろうと思ひます。

そういう意味で、私も十年という形にし  
ておられますが、何とかそういった中でこういった  
産業が自立をして、弾みをつけて大きく育って  
くれるようにというふうな期待をしているところで  
ございませう。

○河本英典君 本場におっしゃるとおり、産業と  
いう部分と、それからアートといえますか芸術的  
な部分があるように伺っております、そういう  
意味で大いに期待したい分野であるというふう  
に思っております。

最後に、大臣にお伺いしたいと思ひます。す  
けれども、本法案はマルチメディア法案第一号とい  
うものであると思ひますけれども、今  
後はどのようにマルチメディアソフトの振興とい  
うのを行っているのかについてお伺いしたいと思  
ひます。

公共的なアプリケーションについては、情報通  
信基盤のソフト面の展開を主導していくものとし  
て期待されるのでありますけれども、今後ど  
のように取り組んでいけるかということもあわ  
せてお伺いしたいと思います。

○国務大臣(大出俊君) これは河本さん、どうし  
てもやっぱりいいソフトをつくっていくという部  
門を育てなければ前に進まないと思ひ思っている

んです。日本に余りそういう例が、ぴんとくるのがありませんけれども、早い話が家庭でスーパーファミコンなんかでゲームをやりますが、あれもソフトなんですね。問題は、ソフトがよければやたら売れちゃうんですね。任天堂の皆さんのハード、つまりカートリッジを入れるやつが全国に千二百万台ぐらいあるんですよ、任天堂だけで。ソフトの部門をきちんと押さえているわけですよ、ソフトをつくるところを。

ですから、そういう意味では過去の歴史というか、アメリカで十年前にゲーム大戦争があつて、アタリ社がアメリカの世界征服と言われたが、ソフトを押さえ損なつてほとんどだめになつてやつた。任天堂が年間今五千五百億売り上げを上げていて、ソフトなんです。だから、これはマルチメディアじゃないけれども、どうしてもソフトなんです。

そういう意味で、ちよつと長くなりますが、我が国のマルチメディア化の推進に向けた政府の取り組みのあり方については、この二月、高度情報通信社会推進本部においてさつきからお話ございます基本方針を決めました、総理が本部長ですけれども、それで、本方針にはマルチメディア化に向けた具体的な政策課題としてソフトの供給というのがメーンに挙げられているわけでございます。

本法案は、まさにその推進本部が決めた方針のメーンになっているソフトの供給、ここに焦点を当てて、その趣旨を踏まえて提案をしているという法案でございますので、そういう意味でこの法案はマルチメディア法案第一号、こういうことになると思つていただきたいと思います。

そして、今後は本法案の施策を着実に実施していくとともに、基本方針に示された施策の実現を図ることによって我が国のマルチメディアソフトの振興に全力を挙げて貢献していきたい。

そして四番目に、また公共的アプリケーションにおいて、基本方針はネットワークインフラの整備と一体となった公共分野のアプリケーションの

開発そして普及、この重要性を指摘していかねばならない。

五番目に、諸外国においても公共的アプリケーションは情報通信基盤整備のかぎという認識でございまして、各国とも多額の予算を投じてその開発、普及を図つておりまして、本年二月の情報社会に関する閣僚会合においても国際的なアプリケーションの開発に向けて十一の共同プロジェクトの実施が合意されております。

このような状況を踏まえて、郵政省としても、情報通信の利用分野にかかわる他の省庁との関係を協力関係という形にいたしまして、我が国のアプリケーション全体の開発、導入が適切に進められるように情報通信分野における取りまとめの官庁として責務を果たしてまいりたい、こういうふうに考えております。

○河本英典君 本日にマルチメディアであるとか、いろいろ言葉ばかりが先行しまして、もう一つイメージとしてはわからないわけでございます。それをまた施策としてやっていくことは大変かもしれないけれども、大いにマルチメディア社会ということについて夢が膨らんで期待は大きいわけでございますので、どうかよろしくその辺は行政としてのリードというのをお願いしまして、終わりたいと思つています。

○委員長(山田健一君) 他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(山田健一君) 御異議ないと認めます。

それでは、これより討論に入ります。――別に御意見もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

受信設備制御型放送番組の制作の促進に関する臨時措置法案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(山田健一君) 全会一致と認めます。よつて、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

鶴岡洋君から発言を求められておりますので、これを許します。鶴岡君。

○鶴岡洋君 私は、ただいま可決されました受信設備制御型放送番組の制作の促進に関する臨時措置法案に対し、自由民主党、日本社会党・護国憲民主連合、平成会、新緑風会、新党・護憲リベラル・市民連合の各派及び各派に属しない議員河本英典君の共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

受信設備制御型放送番組の制作の促進に関する臨時措置法案に対する附帯決議

(案) 政府は、本法施行に当たり、高度情報通信社会推進本部の基本方針を踏まえ、関係行政機関等の連携の下に、マルチメディアを活かし、ゆとりと豊かさの実感できる国民生活の実現に向け、次の各項の実施に努めるべきである。

一、マルチメディア・ソフトの展開に当たつては、これまでのソフト制作支援の実績を見極めつつ、本法による支援措置の創設を契機として、今後とも人材面、技術面、著作権等の制度面を含めた総合的な振興を図ること。特に、中小ソフト制作事業者の創意工夫が十分発揮できるよう環境整備に努めること。

二、生活・文化の向上と社会福祉の増進に資するため、医療、教育等の公共分野における先進的な利活用方法の開発・普及を積極的に推進すること。その際、特に高齢者、身体障害者等にも十分配慮した施策を講ずること。

三、情報通信分野の基礎的・汎用的技術について、国自らが長期的視野に立った研究開発を推進するとともに、その成果が広く実利用に活かされるよう配慮すること。

四、情報通信基盤の整備に当たつては、情報の地域間格差等にも十分配慮し、均衡ある地域情報化を推進するとともに、国際的な共同プロジェクトの実施や発展途上国に対する技術協力などグローバルな展開にも積極的に参

加・貢献すること。  
右決議する。

以上でございます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

○委員長(山田健一君) ただいま鶴岡君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(山田健一君) 全会一致と認めます。よつて、鶴岡君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、大出郵政大臣から発言を求められておりますので、これを許します。大出郵政大臣。

○国務大臣(大出俊君) ただいま受信設備制御型放送番組の制作の促進に関する臨時措置法案を御可決いただき、厚く御礼を申し上げます。

本委員会の御審議を通じて承りました貴重な御意見並びにただいまの附帯決議につきましては、今後の郵政行政を進めるに当たり御趣旨を十分に尊重してまいりたいと存じます。

まことにありがとうございました。

○委員長(山田健一君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(山田健一君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時五十分散会

三月三十一日本委員会に左の案件が付託された。

一、車いす常用者が使用可能なすべての電話ボックスの整備に関する諸願(第四三二号)(第四六九号)

一、NTTの純子無線局の廃局反対に関する請

願(第五〇四号)(第五〇五号)(第五〇九号)  
(第五三〇号)

第四三二号 平成七年三月十七日受理  
車いす常用户が使用可能なすべての電話ボックス  
の整備に関する請願

請願者 福岡市城南區片江二ノ二一ノ一三  
織田晋平

紹介議員 渡辺 四郎君  
この請願の趣旨は、第一五号と同じである。

第四六九号 平成七年三月十七日受理  
車いす常用户が使用可能なすべての電話ボックス  
の整備に関する請願

請願者 山形県西村山郡河北町西里二四四  
佐藤光昭

紹介議員 星川 保松君  
この請願の趣旨は、第一五号と同じである。

第五〇四号 平成七年三月二十日受理  
N T Tの銚子無線局の廃局反対に関する請願  
請願者 北海道函館市日吉町三ノ七ノ一七  
中村品外九十九名

紹介議員 二本 秀夫君

「銚子無線」(N T T銚子無線電報サービスセン  
ター)は、明治四十一年日本最初の無線電信局と  
して生まれ、陸上の家族や会社と船舶や南極昭和  
基地などとの電報の送受信を始め、モールス信号  
「S O S」で発信される船舶からの緊急通信の交  
信などの重要通信にかかわりながら八十七年間の  
歴史を刻んで現在に至っている。N T Tは、その  
「銚子無線」を今つづそうとしている。その理由  
にN T Tは、「衛星通信が普及し無線電報が皆無  
になる。また、船舶の航行の安全を守るのは海上  
保安庁の仕事であり、民間のN T Tに責任は無  
い。」と言うが、船舶との交信や航行の安全を守  
ることは、「銚子無線」抜きに語ることができな  
い。それは日常的にやり取りされる無線電報が常  
に船舶の航行安全に係り、一たび非常事態とも

なれば、そのネットワークを使って海上保安庁の  
遭難通信に協力するという使命を果たしているか  
らである。また、モールス通信の代わりに導入を  
決めた衛星通信をメインとした遭難救助通信シス  
テム(G M D S S)は、船舶通信士より多くの欠陥  
が指摘され、このシステムより発射された遭難警  
報の九割以上が誤発射という事実も明らかになっ  
ている。このような状況の中で、N T Tの銚子無  
線局を廃局することは船舶の安全な航行を著しく  
脅かすことは明らかである。ついては、次の事項  
について実現を図らねばならない。

一、海の安全と公共通信サービスを切り捨てるN  
T Tの平成八年における銚子無線局廃局計画を  
撤回し、「モールス」専用船のある限り「銚  
子・長崎」の二局バックアップ体制を維持し、  
船舶が安心して航行できるようモールス通信  
サービスを提供すること。

第五〇五号 平成七年三月二十日受理  
N T Tの銚子無線局の廃局反対に関する請願  
請願者 千葉県銚子市台町一、八五二栄台  
荘 星野健治外九十九名

紹介議員 山崎 正昭君  
この請願の趣旨は、第五〇四号と同じである。

第五〇九号 平成七年三月二十日受理  
N T Tの銚子無線局の廃局反対に関する請願  
請願者 埼玉県所沢市山口四〇五ノ八 渡  
辺弘勝外九十九名

紹介議員 山田 勇君  
この請願の趣旨は、第五〇四号と同じである。

第五三〇号 平成七年三月二十二日受理  
N T Tの銚子無線局の廃局反対に関する請願  
請願者 北海道函館市港町一ノ二〇ノ四  
横山広美外九十九名

紹介議員 河本 三郎君  
この請願の趣旨は、第五〇四号と同じである。





平成七年四月十九日印刷

平成七年四月二十日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局